

平成 1 9 年各会計定例監査
(平成 1 8 年度執行分)報告書

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成19年各会計定例監査（平成18年度執行分）の結果に関する報告を
次のとおり提出する。

平成19年9月14日

東京都監査委員	古	賀	俊	昭
同	大	沢		昇
同	三	栖	賢	治
同	筆	谷		勇

目 次

第1 監 査 の 概 要	1
第2 監 査 の 結 果 (各局別)	1 6
総 務 局	1 6
財 務 局	1 8
主 税 局	2 0
生 活 文 化 入 庫 - ツ 局	2 7
都 市 整 備 局	3 0
環 境 局	4 0
福 祉 保 健 局	4 2
病 院 経 営 本 部	5 1
産 業 労 働 局	5 6
中 央 卸 売 市 場	6 0
建 設 局	6 5
東 京 消 防 庁	6 7
出 納 長 室 (会 計 管 理 局)	6 9
交 通 局	7 0
水 道 局	7 3
下 水 道 局	9 1
教 育 庁	9 4
警 視 庁	1 0 0
<別表1> 実地監査期間一覧	1 0 1
<別表2> 監査実施箇所一覧	1 0 3

第1 監査の概要

1 監査の目的

定例監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、都の事務や事業が、法令等に則って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているかなどについて実施する監査である。

2 監査期間

平成19年1月16日（火）から同年9月5日（水）まで
（詳細は、別表1「実地監査期間一覧」（p.101）のとおり）

3 監査対象局

監査対象局は、知事部局、公営企業局、行政委員会事務局等の全28局であり、監査実施状況は表1のとおりである。

（表1）監査実施状況

区 分	監査対象箇所数	監査実施箇所数	実 施 率
本 庁	133部	133部	100%
事 業 所	795所	325所	41%
計	928	458	50%

なお、実地監査を行った本庁及び事業所は、別表2「監査実施箇所一覧」（p.103）のとおりである。

4 監査対象範囲

平成18年度の各局等における予算の執行、財産の管理等を対象に実施した。

また、「リース契約」を重点監査事項として重点的に監査を行うとともに、旅費・金券類の取扱いについて全庁的に検証を行った。

5 監査の観点

合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を行った。

- ・合規性の観点 ... 法令等に従って行われているか
- ・経済性の観点 ... ムダな経費をかけていないか
- ・効率性の観点 ... より成果のあがる方法はないか
- ・有効性の観点 ... 目的にかなっているか

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものが認められたので、表2のとおり、18局に対し、87件の指摘及び7件の意見・要望を行った。詳細は「第2 監査の結果(各局別)」のとおりである。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、平成18年度の都の事務や事業は、概ね適正に行われている。

なお、表3に掲げる局については、特に指摘する事項等はなかった。

(表2) 局別指摘事項等一覧

(単位: 件)

	指 摘 事 項				意見・要望 事項	掲 載 ページ
	歳 入 (収入)	歳 出 (支出)	その他	計		
総 務 局	1			1	1	16
財 務 局		2 (1)		2 (1)		18
主 税 局	2	3	1	6	1	20
生活文化スポーツ局		1		1	1	27
都市整備局		11	2	13		30
環 境 局	1	1 (1)		2 (1)		40
福祉保健局	4	3 (2)	1	8 (2)		42
病院経営本部	1	4 (1)		5 (1)		51
産業労働局		5 (2)	1	6 (2)		56
中央卸売市場	1	3	1	5	1	60
建 設 局		1	2	3		65
東京消防庁	1	1 (1)		2 (1)		67
出納長室(会計管理局)		1 (1)		1 (1)		69
交 通 局		4 (1)	1	5 (1)		70
水 道 局	5	12 (4)		17 (4)	2 (1)	73
下 水 道 局	1		2	3	1	91
教 育 庁		6 (2)		6 (2)		94
警 視 庁		1 (1)		1 (1)		100
合 計	17	59 (17)	11	87 (17)	7 (1)	

(注) 1 指摘事項 ... 是正・改善を求めるもの

意見・要望事項 ... 改善について検討を求めるもの

2 () 書きは、重点監査事項に係るものであり、内数である。

(表3) 指摘事項及び意見・要望事項のない局

知事本局、青少年・治安対策本部、東京オリンピック招致本部、港湾局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会局

(2) 主な指摘事項(要旨)

指摘事項

リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

[財務局] <重点監査事項> (p. 18)

局におけるリース契約の積算内訳について見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。

ア 自動車の借入ほか2件の契約では、積算根拠が月額リース料の参考見積もりのみとなっており、リース物件価格等に基づき妥当かどうかの検証がされていない。

イ 電子調達システムサーバ機器等の借入ほか2件の契約では、保守料の算出に当たり、保守対象物件価格に設置費用等を含めた額に保守料率を乗じているため、リース期間全体で約799万円が過大となっている。 [合規性]

2以上の地目に利用されている一筆の土地の評価及び課税を適正に行うべきもの

[主税局] (p. 21)

固定資産税における土地の評価は、一筆の土地が2以上の地目に利用されている土地については、それぞれの地目ごとの土地を単位として評価するものとしている(東京都固定資産(土地)評価事務取扱要綱)。

ところで、北都税事務所管内に所在する一筆の土地について見たところ、墓地(非課税)及び住宅の用に供している宅地の2つの地目から構成されているにもかかわらず、評価に当たり、墓地を含めた一筆の土地全体を対象にして奥行価格補正を行ったため、評価額が減額されている。 [合規性]

(注) 奥行価格補正とは、宅地の奥行の長短に応じて評価額を補正すること。

躯体の健全性に基づきスーパーリフォーム事業の対象団地を定めるべきもの

[都市整備局] (p. 30)

局は、約26万戸の都営住宅を対象として、都営住宅等ストック総合活用計画を策定し、公営住宅の耐用年数である70年間利用できるよう、スーパーリフォーム事業(鉄筋コンクリートの躯体を残し、内装・建物付属設備を撤去・新設する。)を実施している。

このスーパーリフォーム事業の対象選定について見ると、躯体の健全性を検証

し、躯体が将来にわたって利用できる場合に、事業の対象としていくべきであるが、実測したコンクリート強度及び設計図に基づく構造計算を行っておらず、建物の健全性を把握せずにスーパーリフォーム事業の対象を定めている。

耐震診断を速やかに実施し、建物の躯体の健全性を十分判断したうえで、スーパーリフォーム事業の対象とすべきである。 [有効性]

経営的視点から建替計画を定めるべきもの [都市整備局](p. 31)

局は、都営住宅の建替事業の実施に伴い、建物を高層化して土地の利用効率を向上させているが、建て替えの結果生じた余剰地の活用方法を検討していないため、平成18年4月1日現在、112か所、約56.3haが未利用となっている。

また、建替計画の策定に当たり、建築費や住宅使用料などの直接収支のみを試算しており、余剰地活用による収入などの余剰地の創出と活用に係る収支や、旧建物の除却損などの建て替えに付随する費用を検討していない。 [効率性]

診療報酬に係る債権を速やかに把握し、適切な請求等を行うべきもの

[福祉保健局](p. 43)

平成17年度に旧多摩老人医療センターの運営が財団法人に移管されたことに伴い、局は平成16年度末までに発生した診療報酬明細書(レセプト)の請求事務及び社会保険診療報酬支払基金等からの支払金の歳入事務を行っている。

このレセプトに係る請求及び歳入事務についてみたところ、次のような不適切な事例が認められた。

ア 移管時に継承すべき未請求レセプトに係る債権額の全てを確定させないまま引き継いだため、未請求レセプトの請求状況が確認できない。

イ 査定減されたレセプトについて、平成17年6月以降は再審査請求を行っていないが、そのための必要な意思決定がなされていない。 [合規性]

身体障害者更生施設の利用率を向上させ、待機解消を図るべきもの

[福祉保健局](p. 49)

心身障害者福祉センターは、身体の不自由な者に対して、入所によるリハビリテーションを提供する更生施設(定員50名)を設置している。

ところで、当該施設の入所状況について見たところ、平成18年度の平均利用

者数が27.1人に止まっている一方、待機者は12.1人となっている。センターは合理的な理由なく入所希望者を待機させており、施設が十分に活用されていない。また、部はこの状況を把握しておらず、センターを指導していないのは適切ではない。 [有効性]

物品の耐用年数を考慮してリース契約を行うべきもの

[産業労働局] <重点監査事項> (p. 57)

局は、業務用のコンピュータ装置等のリース契約を締結しており、更新時には新たな契約により、全ての機器等を新規調達している。

しかしながら、更新前のリース契約に含まれていたOAデスク、ラック等の什器類は更新時においても耐用年数を十分残していたことから、新規調達するコンピュータ装置類と分離して再リースにより調達していれば、リース期間全体で約448万円の削減が可能であったと見込まれる。 [経済性]

島しょ事業所における運営経費の支払方法を改めるべきもの

[産業労働局] (p. 58)

島しょ農林水産総合センターは、島しょに所在する大島事業所及び八丈事業所を所管している。

ところで、各事業所の経費の支払状況を見たところ、大島事業所では年間約2,462万円、八丈事業所では年間約2,766万円を前渡金として現金で受領し、支払に当てていたが、その主な用途である船舶燃料費や建物管理委託関係費等は、契約による口座振替払いが可能なものである。

公金の適切かつ安全な管理の観点からも、経費の支払方法についてはできる限り現金によらないことが望ましい。 [合規性]

庁舎清掃委託に係る面積の積算を適正に行うべきもの

[中央卸売市場] (p. 61)

食肉市場における建物清掃委託契約について見たところ、仕様書上の清掃面積が、什器等により清掃できない部分を控除していなかったため、過大に計上されていた。 [合規性]

電子計算機システム賃貸借に係る契約を適切に行うべきもの

[水道局] <重点監査事項> (p . 7 9)

局は、水運用センター電子計算機システムのレンタル契約を行っている。

しかし、契約内容を見ると、本件契約は実質的にリース契約であり、かつ更新期間を経過した機器を継続使用している。リース契約であれば再リース契約が可能であり、再リース料が一般的な再リース料相当額とすると、約2億4千万円の削減が可能であったと見込まれる。 [経済性]

漏水に伴う修理工事を経済的な方法で行うべきもの [水道局] (p . 8 7)

局は、漏水が発生したときに緊急に修理するため、水道緊急工事請負単価契約を締結している。この契約は、緊急性を考慮して労務費を割り増して積算していることから、代表的な工種について標準積算単価を用いている材質改善工事と比較すると、平均して69%割高になっている。

しかしながら、南部第二支所においては、漏水量が極めて少なく、発見から1ヵ月後に修理している工事や、一度応急修理した給水管を後日材質改善する工事についても緊急工事として割高な単価による工事を行っていた。 [経済性]

都立高校の施設維持管理事務に係る委託契約を適切に行うべきもの

[教育庁] (p . 9 8)

庁は、都立学校250施設の維持管理事務を、東京都住宅供給公社を委託先として特命随意契約を締結している。

しかしながら、当該委託業務は、都立学校の維持管理に関する業務のうち、施設の修繕業務及び設備の保守点検業務等であることから、庁が業務内容を明示するなど仕様書を適切に作成すること、また、契約を分割することなどによって他の事業者による履行も可能であり、契約における競争性の確保を図ることができるものである。 [経済性]

(3) 重点監査事項「リース契約について」

ア 監査の観点

情報システムや業務用機器等の調達手段として、リース取引が増加しているため、今年の定例監査においては、適切にリース契約が行われているか、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から、重点的に監査を実施した。

イ 主な着眼点

次の着眼点に基づき、監査を実施した。

(ア) リース料

リース物件価格等に基づいて積算額の妥当性を検証しているか

リース物件価格に含めるべきでない経費を含めてリース料を積算していないか

リース期間に対応したリース料率を適用しているか

(イ) 保守料(メンテナンス・リースの場合)

保守を必要としない物件や経費を含めて保守料を積算していないか

保守料率の水準は妥当か

保守の範囲・対応時間等は明確に定めているか

保守契約は運用状況に見合ったものになっているか

(ウ) 再リース

再リースを行うか検討しているか。また、その積算は適切か

再リース料が商慣行より著しく高額でないか

(エ) その他

リース又はレンタルの選択は適切か

賃借料の内訳書を入手するよう努めているか

所管部所への指導等は適切に行っているか

ウ 監査対象及び監査実施数

監査対象部所における平成18年度のリース契約は、3,725件、273億205万円(全会計、契約ベース)であり、このうち、2,136件(57.3%)、151億9,320万円(55.6%)を対象に監査を実施した。

エ リース料及び保守料の算出方法

(ア) リース料は次のように算出される。

リース料 = 月額リース料 × 総リース月数

月額リース料 = リース物件価格 × リース料率 (注1)

リース物件価格 = 物件 (購入) 価格 (+ 初期導入費 (注2))

リース料率 = (リース物件価格 + 諸費用) / リース月数

諸費用 = 金利 + 固定資産税 + 保険料 + 手数料 + 利益

(注1) 1か月当たりの料率

(注2) 物件の搬入や設置工事の経費などリース物件の導入時に要する費用。

(イ) メンテナンス・リースの場合には、リース料のほか、保守料の積算も別途行う必要がある。

メンテナンス・リース料 = リース料 + 保守料

リース料 = 上に同じ

保守料 = 保守対象の物件 (標準) 価格 (注1) × 保守料率 (注2) × 保守期間

(注1) ケーブル、サーバラック等の通常保守が不要なもの及び初期導入費は含めない。

(注2) 1か年又は1か月当たりの料率。料率は、保守条件 (対象範囲、対応時間等) により異なる。

(ウ) 留意すべき点

情報システム (パソコンネットワーク等) のリース契約については、総務局が情報システム投資の適正化を目的として、リース契約の積算方法や商慣行等を示したマニュアルや参考仕様書を作成しており、全庁に公開している。また、別途、リース料率については上限値を、保守料率については参考値を、それぞれ示している。

情報システム以外のリース契約については、標準的なリース料率等が物価に関する刊行物等で公表されている。ただし、保守料については、標準的な料率としては公表されていない。

オ 監査の結果

監査の結果は、表4「観点別指摘一覧」のとおりである。

(ア) リース料の積算について

- ・ 積算に当たり、月額リース料の参考見積もりのみを算定根拠とし、リース物件価格、リース料率等に基づく妥当性の検証を行っていない事例が6件
- ・ リース物件価格に含めるべきでない経費（インターネット接続料・保守料等）をリース物件価格に含めてリース料率を乗じたため、リース料の積算額が過大となっている事例が5件
- ・ 諸費用に相当する額の算出方法が適切でないため、積算額が過大となっている事例が1件
- ・ リース期間に対応したリース料率を適用していないため、積算額が過大となっている事例が1件

(イ) 保守料の積算について

- ・ 保守対象外の経費を含めて保守料を算出したため、積算額が過大となっている事例が4件
- ・ 通常保守を必要としない物件を含めて保守料を算出したため、積算額が過大となっている事例が4件
- ・ 保守料率が過大であったため、保守料の積算額が過大となっている事例が1件
- ・ 保守契約が運用状況に見合ったものとなっていない事例が2件

(ウ) 再リースの検討等

- ・ 再リース料が商慣行より著しく過大である事例が1件
- ・ 新規調達分と分離して再リースを検討すべきであった事例が1件

(エ) その他

- ・ リース契約とすべきものをレンタル契約としている事例が1件
- ・ 賃借している物件の必要性が低い事例が1件
- ・ 所管部所への指導等を適切に行うべき事例が1件

以上、合計で11局に対し、18件（観点別では29件）、約3億3,647万円の指摘及び意見・要望を行った。

今回の監査では、積算に係る指摘事項が多く見受けられた。各局においては、今後、リース契約について、次の点に十分留意して行われたい。

積算について

積算額は、予定価格の決定に当たり重要な要素である。不適切な積算により決定された予定金額に基づき締結された契約の中には、結果的に過大な契約金額となる場合がありうる。そのため、リース契約における積算は、リース物件価格やリース料率を適切に把握して行う必要がある。

今回の監査では、参考見積もりとして、リース物件一式の月額リース料額のみを徴取し、その見積もり額を積算の根拠としている事例が多数認められた。

特に、リース物件価格は、リース料及び保守料の積算における最も重要な要素であることから、リース物件価格の調査が比較的容易である場合には、公表価格を把握し、参考見積もりの徴取による場合には、物件ごとの価格やリース料率などリース料の内訳が記載されたものを徴取して適切に積算すべきである。

マニュアル等の有効活用について

総務局が公開しているマニュアルは、情報システムのリース契約を行うに当たっての標準的な取扱いを示すとともに、各局のシステム担当者が主体的・継続的に経費の適正性や契約仕様書のチェックを行えるよう作成されているが、今回の監査では、各局において必ずしも十分浸透していないことが見受けられた。

情報システムのリース契約については、総務局のマニュアル等を有効に活用して行うべきである。また、情報システム以外のリース契約についても、リース料算定に関して解説した積算資料等により必要な情報を収集して、適切に契約事務を行う必要がある。

カ 今後検討すべき課題

今回の監査では指摘事項としなかったものの、今後に向けて検討すべき課題が以下のとおり認められた。こうした課題は、各局に共通するものであり、改善に向けて各局が主体的に取り組むことを望むものである。

(ア) 賃借料内訳書等の保存・引継ぎについて

今回の監査では、賃借料内訳書（リース料、保守料、初期導入費等の明細）を徴取していないものや、リース料や保守料等が合算されて内訳金額が把握できないものなどが認められた。

再リース契約における賃借料の算出は、当初賃借料の内訳に基づき行われることから、契約相手方の協力により賃借料内訳書を徴取し、文書保存年限にかかわらず保存しておくことが望まれる。なお、徴取できなかった場合には、当初契約の積算根拠の資料等を保存しておくことにより、再リース時の参考とすることが必要である。

(イ) 保守の対象範囲・対応時間等について

今回の監査では、リースに伴う保守契約について、保守対象範囲、保守対応時間等が明確でない事例が認められた。

保守料は、保守の範囲、時間などに基づき契約金額が決定されるものである。特に情報システムネットワークなど、保守対象の機器及び範囲が複雑かつ広範囲に及ぶものについては、契約書や仕様書においてあらかじめ詳細に保守内容を規定するとともに、その履行状況を適切にチェックする必要がある。

(表4)観点別指摘一覧

指 摘 の 観 点		対象 件数
A	リース料本体	
	1 積算の算定根拠とした参考見積もり額等の妥当性を検証していない	6
	2 本来リース物件価格に含めるべきでない経費を含めてリース料率を乗じて算出 (インターネット接続料・回線使用料・サーバ利用料、保守料等)	5
	3 諸費用に相当する額の料率が過大	1
	4 リース料率がリース期間に対応しておらず過大	1
B	保守料	
	1 保守対象外の経費を含めて算出 (搬入及び設置工事費、環境設定費、システム研修費等)	4
	2 通常保守を必要としない対象を含めて算出 (ケーブル・サーバラック・テーブル等)	4
	3 保守料率が過大	1
	4 保守契約が運用状況に見合っていない	2
C	再リースの検討等	
	1 再リース料が商慣行より著しく過大	1
	2 再リース可能な物件は新規調達分と分離して再リースを検討すべき	1
D	リースかレンタルかの選択が不適切	1
E	賃借している物件の必要性が低いもの	1
F	所管部署への事務指導を適切に行うべき	1
合 計		29

(注)対象件数(29件)は、指摘及び意見・要望事項を観点別に再分類したものであり、指摘(17件)及び意見・要望(1件)の件数に一致しない。

(4) 宿泊を伴う近接地外の旅費及び金券のチェック

ア 監査の観点

旅費及び金券類の取扱いについては、従来より、監査の一環としてチェックを行ってきたところであるが、金券類の不適切な事務処理が表面化するなど、正しい取扱いについてなお徹底されていない状況にある。そこで、各局の実情を把握するために、旅費のうち宿泊を伴う近接地外旅費、金券類のうち郵券、タクシー券及び収入証紙の取扱い状況について監査を実施した。

監査の対象は、実地監査を行う全ての部及び事業所とし、旅費については、表5のとおり、3,793件(総額約6億円)について監査を実施した。また、金券類については、管理、使用状況を検証した。

イ 主な着眼点

(ア) 宿泊を伴う近接地外の旅費について

- ・旅行目的、日程に不自然な点はないか
- ・同一の目的地への出張を繰り返している者はいないか

(イ) 郵券、タクシー券及び収入証紙について

- ・管理体制に問題はないか
- ・使用実績に不自然な点や無駄遣いはないか

ウ 監査の結果

全体として旅行目的等や金券類の使用実績に不自然な点はなかったが、旅費の精算・戻入が遅れているもの、証紙類の効率的な管理と使用について検討を要するものなど、問題のある事例が3局で見受けられたため、表6のとおり、指摘、意見・要望とした。

また、複数の局において、出張に伴う復命書の記載漏れや台帳類の記帳ミスなどの注意に欠けた事務処理が、数多く認められた。旅費や金券類については、手続に従って適正な事務処理を行うことはもちろん、現金に準じる厳正な取扱いが求められることから、各局において、同様のミスを繰り返さないよう、一層適正な事務執行に努められたい。

(表5) 監査を実施した宿泊を伴う近接地外旅費の内訳

局名	件数(件)	金額(千円)
知事本局	13	33,186
青少年・治安対策本部	1	308
東京オリンピック招致本部	25	23,330
総務局	133	21,613
財務局	48	7,176
主税局	23	2,060
生活文化スポーツ局	57	9,925
都市整備局	68	10,815
環境局	70	9,864
福祉保健局	299	33,094
病院経営本部	219	35,269
産業労働局	448	42,610
中央卸売市場	10	660
建設局	172	20,539
港湾局	112	13,172
東京消防庁	212	39,055
会計管理局	7	1,040
交通局	57	3,907
水道局	266	17,450
下水道局	65	7,905
教育庁	823	125,694
警視庁	327	71,006
選挙管理委員会事務局	6	735
人事委員会事務局	10	1,312
監査事務局	4	997
労働委員会事務局	10	3,119
収用委員会事務局	2	265
議会局	15	23,459
三宅支庁ほか	176	6,202
小笠原支庁ほか	115	30,937
合計	3,793	596,701

(注) 金額欄の千円未満は四捨五入しているため、各局の合計と合計欄の金額は一致しない。

(表6) 指摘、意見・要望の対象となった事例

<p>旅費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費事務を適正に行うべきもの【指摘事項】[財務局](p.19) <p>金券類について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便区内特別郵便物に係る割安料金制度を活用すべきもの【指摘事項】[主税局](p.23) ・ 証紙類の効率的な管理及び使用について検討すべきもの【意見・要望事項】[総務局](p.17)

(5) 指摘事項等の原因分析

今回の監査で指摘又は意見・要望を行った全94件について、指摘等に至った原因を分析したところ、表7のとおり、チェック体制が十分に機能していないために事務処理の誤りが見過ごされたり、業務の実情に対応した見直しが行われていなかったものが大半であることが認められた。

(表 7) 指摘事項等における原因分析

区 分	件数	主 な 内 容
チェック体制が十分に機能せず、事務処理の誤りが見過ごされているもの	50	<ul style="list-style-type: none">・ 物品の貸付料の設定に当たり、取得価格等を誤ったため貸付料が過少設定されているもの・ 協議、審査の形骸化により、リース契約に係る積算誤りが発見されていないもの・ 使用開始前に徴収すべき行政財産使用料の納入期限を、使用開始後に設定しているもの
業務の実情に対応した見直しを行っていないもの	30	<ul style="list-style-type: none">・ テレビ電話システムの導入後、4年が経過しているが、ほとんど利用されていないもの・ 島しょ事業所における経費支払いで、口座振替払いが可能であるにもかかわらず、現金による支払を続けているもの
統一的な基準等が設けられていないもの	14	<ul style="list-style-type: none">・ 料金減額を解除すべき事由が発生していないか調査するための、具体的な調査方法等の定めがないもの・ 新しい形態のモデルハウスの課税認定について、統一的な基準が設けられていないもの
合 計	94	

このような状況となっている主な要因としては、協議や審査が形式的になっている、担当者に任せきりになっているなど組織上の問題や、業務に関する不慣れや知識不足、コスト意識を持って不断に業務を見直すという姿勢に欠けている、業務の標準化や基準の作成に向けた努力や工夫がされていない点などが挙げられる。

各部所にあっては、同様の指摘、意見・要望事項が各部所で繰り返されていることから、他部所に対する指摘等も他山の石とし、職員や職場の意識改革はもとより、チェック体制の自己点検、業務に精通していない職員に対する指導育成など、職場の実情に合わせた有効な対策を講じられたい。

第2 監査の結果（各局別）

総 務 局

1 指摘事項

（歳入）

（1）契約違約金に係る調定を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第22条第1項によれば、歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならないとされている。

ところで、小笠原支庁における生活再建資金貸付金に係る契約違約金の調定状況について見たところ、表1のとおり、債権本体の納入日と契約違約金の調定日の間で相当期間が経過している状況が認められた。

この契約違約金は、延滞利息に相当するものであり、債権本体の納入日をもってその額を確定しなければならないにもかかわらず、これを直ちに行わず、相当期間経過後にまとめて調定を行っていることは、適正でない。

支庁は、債権管理を適切に行う観点から、契約違約金に係る調定を適正に行われたい。

（小笠原支庁）

（表1）契約違約金に係る主な調定状況

（単位：円）

納入者	納入金額	納入期限	納入年月日	日数	契約違約金	調定年月日
A	245,000	H17.11.30	H18.05.08	159	11,473	H18.09.19
B	294,000	H17.05.31	H18.06.09	374	32,384	H18.09.19
C	80,000	H10.05.31	H11.10.13	500	11,780	H18.11.09
	60,000	H11.05.31	H14.04.19	1,054	18,625	H18.11.09
	197,000	H11.11.30	H17.10.14	2,145	124,454	H18.11.09
	237,000	H12.05.31	H17.12.21	2,030	141,696	H18.11.09
D	294,000	H17.11.30	H18.10.05	309	26,756	H19.01.22
E	208,000	H18.02.06	H18.10.30	266	16,295	H19.01.22

（注）1 納入金額及び納入年月日は、債権本体の金額及び納入年月日である。

2 契約違約金の利率は、年10.75%である。

2 意見・要望事項

(その他)

(1) 証紙類の効率的な管理及び使用について検討すべきもの

局内各部では、事務事業に必要な郵便切手、東京都タクシーチケット券(降車時に利用日時、局部名、氏名、経路及び料金を記入して、利用する券)などの証紙類を購入し、管理及び使用している。

ところで、首都大学支援部における証紙類のうち、郵便切手、東京都タクシーチケット券の管理及び使用状況について見たところ、

ア 郵便切手については、表2のとおり、使用実績に対し、在庫数が過大となっている。

イ 東京都タクシーチケット券については、平成18年度の使用実績が16枚であるにもかかわらず、監査日(平成19.5.21)現在、974枚の在庫がある。

これは、都立大学ほか3大学(科学技術大学、保健科学大学及び短期大学)が、平成17年度に首都大学東京として公立大学法人化されたことに伴い、それまで各大学が管理していた証紙類を、部が引き継いだことによるものである。

一方、局内の他の部については、事務の執行上、こうした証紙類を購入している状況にある。

部は、所属換えによる局内各部での使用など、証紙類の効率的な管理及び使用について検討されたい。

(首都大学支援部)

(表2) 郵便切手の保管及び使用状況

(単位:枚、円)

種別	平成17年度実績		平成18年度実績		保管状況(平成19.5.21)	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
10	61	610	1,531	15,310	232	2,320
20	11	220	0	0	0	0
80	293	23,440	1,520	121,600	2,117	169,360
90	55	4,950	293	26,370	2,128	191,520
100	88	8,800	259	25,900	1,426	142,600
120	218	26,160	238	28,560	1,306	156,720
140	110	15,400	99	13,860	664	92,960
200	53	10,600	17	3,400	431	86,200
270	85	22,950	101	27,270	1,359	366,930
350	5	1,750	19	6,650	340	119,000
500	4	2,000	29	14,500	204	102,000
合計	983	116,880	4,106	283,420	10,207	1,429,610

(注) 保管状況は、監査日現在である。

財 務 局

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

経理部は、自動車、サーバ機器等のリース契約を締結しているが、積算内訳を見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

表1の契約については、積算の算定根拠が月額リース料の参考見積もりのみとなっており、リース物件価格等に基づき妥当であるかの検証が行われていない。

表2の契約については、保守対象物件価格に、リース物件の搬入や設置工事に要する費用を含めた額に保守料率を乗じて保守料を算出しているため、リース期間全体で、積算額約799万円(監査事務局試算)が過大となっている。

部は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(経 理 部)

(表 1) 対象リース契約

(単位 : 円)

契約件名	契約期間	契約金額 (平成18年度)	リース期間
乗用自動車の借入れ(その9)	平成 18.9.1 ~平成 23.8.31	1,580,250	契約期間と同じ (長期継続契約)
乗用自動車の借入れ(その10)	平成 19.3.1 ~平成 24.2.29	176,400	
細断器の借入れ	平成 18.7.1 ~平成 23.6.30	85,050	

(表 2) 保守料の積算が適切でないリース契約

(単位 : 円)

契約件名	契約金額 (平成18年度)	リース期間	過大積算額
電子調達システムサーバ機器等の借入れ (その3)	11,000,010	平成 15.6.1 ~平成 18.5.31	4,788,000
電子調達システムサーバ機器等の借入れ (その4)	15,330,420	平成 16.6.1 ~平成 19.5.31	1,764,000
電子調達システムサーバ機器等の借入れ (その5)	32,130,000	平成 17.6.1 ~平成 20.5.31	1,440,000
		合 計	7,992,000

(注 1) 契約期間は、全て平成 18 . 4 . 1 ~平成 19 . 3 . 31

(注 2) 過大積算額は、リース期間全体での試算

(歳 出)

(2) 旅費事務を適正に行うべきもの

平成 18 年度中に建築保全部で行った 25 件の宿泊を伴う出張旅費について見たところ、次のとおり適正でないものが認められた。

ア 会計事務規則 (昭和 39 年東京都規則第 88 号) 第 83 条第 2 項によると過渡しとなった旅費は、速やかに返納させ、旅行完了の日から起算して 5 日以内に精算を行うこととなっている。

ところで、旅費の精算戻入について見たところ、3 件 (1 万 4,020 円) の宿泊を伴う出張において、1 週間から 2 週間の返納及び精算の遅れが認められた。

イ 旅費の手引き第 21 条では、等級が設定されている航路を利用した出張の場合は、その事実を確認するため、領収書を添付し精算することとなっている。

ところで、大島への出張に係る精算について見たところ、表 3 のとおり、9 件 20 人全について船賃の領収書又はその支払いを証明する書類が添付されていなかった。

これは、ジェット船自体には複数の等級がないことから、出張者から領収書を徴せず精算したためである。

しかしながら、大島航路に設定されている等級には、ジェット船という等級と客船の 2 等から特等までがあるため、領収書を添付する必要がある。

部は、旅費事務を適正に行われたい。

(建築保全部)

(表 3) 領収書が添付されていない大島への出張

(単位 : 人、円)

旅行先	目 的	日 程	人数	船賃
大 島	工事管理設計打合せ	H18.8.31 (木) ~ 9.1(金)	5	63,300
	工事打合せ工事管理	H18.11.30 (木) ~ 12.1(金)	4	57,400
	中間検査立会い	H19.1.17 (水) ~ 1.18(木)	1	13,880
	工事打合せ工事管理	H19.1.25 (木) ~ 1.26(金)	3	41,640
	工事打合せ下検査	H19.3.1 (木) ~ 3.2(金)	1	13,880
	完了検査立会い	H19.3.9 (木) ~ 3.10(金)	1	13,880
	完了検査立会い	H19.3.12 (月) ~ 3.13(火)	1	13,880
	しゅん工前下検査	H19.3.15 (木) ~ 3.16(金)	1	13,880
	しゅん工検査	H19.3.21 (水) ~ 3.22(木)	3	41,640
合 計			20	273,380

主 税 局

1 指 摘 事 項

(都 税)

(1) 個 人 事 業 税 の 課 税 を 適 正 に 行 う べ き も の

個人事業税は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2に規定されている事業（71業種）を行っている個人を対象として、前年の所得を課税標準として課税することとされている。

ところで、当該税目の課税状況について見たところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。

ア 板橋都税事務所は、不動産貸付業と駐車場業を併せて行っているAに対し、両事業を個人事業税の課税対象として認定し、課税標準を算定している。

住宅及び住宅用の土地の貸付けを行う不動産貸付業の認定基準は、契約件数が10件以上であるが、本件は、貸付建物1棟と住宅用土地の貸付契約件数8件の合計9件であることから、不動産貸付業については課税対象外とすべきである。

このため、表1のとおり、個人事業税5万7,900円が課税超過となっている。

イ 立川都税事務所は、不動産貸付業と駐車場業を併せて行っているB及びCに対し、両事業を個人事業税の課税対象として認定し、課税標準を算定している。

自動車の駐車のための場所を提供する駐車場業の認定基準は、駐車可能台数が10台以上であるが、Bについては、駐車可能台数は6台であり、また、Cについては8台であることから、いずれも駐車場業については課税対象外とすべきである。

このため、Bについては、表2のとおり、個人事業税1万6,900円が、また、Cについては、表3のとおり、1万600円が課税超過となっている。

各所は、個人事業税の課税を適正に行われたい。

(板橋都税事務所)

(立川都税事務所)

(表 1) 個 人 事 業 主 A

(単 位 : 円)

区 分	正	誤	差 額
総 所 得 金 額	4,602,640	4,602,640	0
所 得 金 額	課 税 額	4,602,640	1,157,564
	課 税 対 象 外	0	1,157,564
事 業 主 控 除	2,900,000	2,900,000	0
課 税 標 準 額	545,000	1,702,000	1,157,000
税 額 (5 %)	27,200	85,100	57,900

(表2) 個人事業主B

(単位：円)

区 分	正	誤	差 額
総所得金額	13,417,776	13,417,776	0
所得金額	課税額	13,417,776	338,128
	課税対象外	0	338,128
事業主控除	2,900,000	2,900,000	0
課税標準額	10,179,000	10,517,000	338,000
税 額(5%)	508,900	525,800	16,900

(表3) 個人事業主C

(単位：円)

区 分	正	誤	差 額
総所得金額	7,964,669	7,964,669	0
所得金額	課税額	7,964,669	212,657
	課税対象外	0	212,657
事業主控除	2,900,000	2,900,000	0
課税標準額	4,852,000	5,064,000	212,000
税 額(5%)	242,600	253,200	10,600

(都 税)

(2) 2以上の地目に利用されている一筆の土地の評価及び課税を適正に行うべきもの

固定資産税における土地(宅地)の評価は、原則として土地課税台帳等に登録された一筆の土地を単位(一画地)として行われるが、2以上の地目に利用されている土地については、それぞれの地目ごとの土地を単位として評価するものとしている(東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領)。

ところで、北都税事務所管内における一筆の土地について見たところ、図1の北区堀船四丁目に所在する土地(所有者：宗教法人D、面積：481.28㎡)は、墓地115.50㎡(非課税)及び住宅の用に供している宅地365.78㎡の2つの地目から成っている。

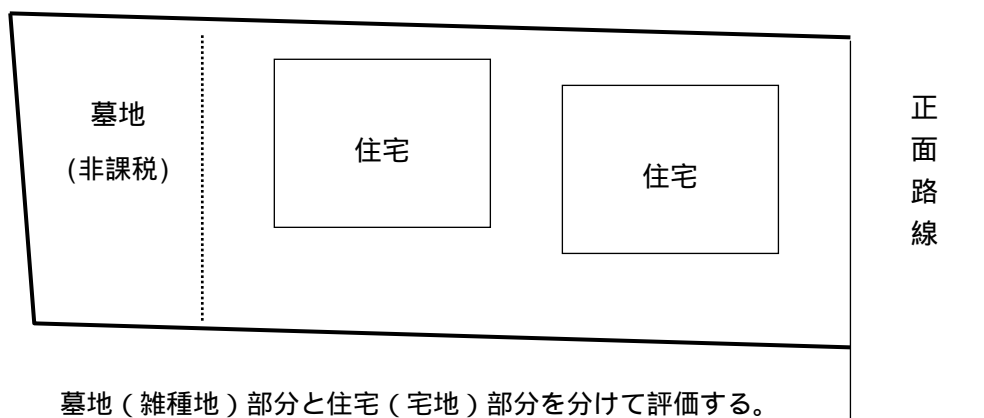
しかしながら、所は、課税対象となる宅地部分の評価に当たり、宅地のみで奥行価格補正を適用すべきところ、墓地部分を含めて一筆の土地全体に適用したため、評価額が減価されている。

この結果、表4のとおり、固定資産税・都市計画税2万468円が課税不足となっている。

所は、2以上の地目に利用されている一筆の土地の評価及び課税を適正に行われたい。

(北都税事務所)

(図 1) 北区堀船四丁目 (地目 : 雑種地(墓地)115.50 m²、地目 : 宅地 365.78 m²)



墓地 (雑種地) 部分と住宅 (宅地) 部分を分けて評価する。

奥行価格補正とは、宅地の価格は奥行の長短により価値が変動するものであることから、この奥行に応じて「奥行価格補正率表」により補正することをいう。

(表 4) 税額正誤試算表

(単位 : 円)

所在地	年度	正 (A)	誤 (B)	差 額 (A - B)
北区堀船四丁目 (365.78 m ²)	平成 14 年度	156,028	154,318	1,710
	平成 15 年度	158,213	153,481	4,732
	平成 16 年度	157,196	152,496	4,700
	平成 17 年度	156,315	151,642	4,673
	平成 18 年度	155,663	151,010	4,653
合 計		783,415	762,947	20,468

(注) 表中の額は、固定資産税・都市計画税を合算した税額である。

(歳 出)

(3) テレビ電話システムについて見直すべきもの

局は、多摩地域の都税事務所について、平成 15 年度に、6 都税事務所から 2 都税事務所及び 4 支所に再編整備した。これに伴い、税制部は、各支所に納税相談等に訪れた納税者が、支所を所管する都税事務所の担当職員とテレビ画面を通じて対面で相談ができることなどを目的として、テレビ電話システム機器の借入契約 (契約金額 : 8 8 6 万 1 , 5 8 0 円、契約期間 : 平成 1 8 . 4 . 1 ~ 平成 1 9 . 3 . 3 1) を E と締結し、立川エリア (立川都税事務所と府中、小平各都税支所) 及び八王子エリア (八王子都税事務所と青梅、町田各都税支所) に機器を設置している。

ところで、このシステムについては、導入後 4 年を経過しているが、職員にテレビ電話システムの使用方法が十分に周知されておらず、ほとんど利用されていない状況が見受けられた。

納税者対応については、第一義的な窓口である各支所の職員が行い、都税事務所とのやり

とりが必要な場合であっても、電話等による対応を行えば足りる状況にあると認められる。
このため、システムの運用に係るリース料金の費用対効果は、低いものとなっている。

部は、テレビ電話システムについて見直されたい。

(税 制 部)

(歳 出)

(4) 郵便区内特別郵便物に係る割安料金制度を活用すべきもの

郵便区内特別郵便物(以下「特別郵便物」という。)とは、同一差出人から形状、重量、取扱いが同一の定形又は定形外郵便物である等の条件を満たし、同一の郵便区内のみで、差し出され、かつ配達される郵便物であり、この特別郵便物の料金(以下「特別料金」という。)は、割安となっている。

特別料金は、表5のとおり、AとBに区分され、差出数が同時に100通以上差し出す場合に、申請により適用されるものである。

ところで、港都税事務所では、口座振替の利用案内や不動産取得税・固定資産税などの納税通知書を料金後納郵便物として納税者等に送付しているが、郵便料金の支払いについて見たところ、次のような事例が認められた。

ア 一般料金(25gまで80円)として高輪郵便局に差し出した定形郵便物である口座振替の利用案内6件のうち、表6のとおり、差出数1,813通が特別料金A(65円)の適用を受けられるにもかかわらず、申請を行っていない。

イ 一般料金(25gまで80円)として高輪郵便局に差し出した定形郵便物である不動産取得税納税通知書3件(バーコード付)のうち、表7のとおり、差出数856通が特別料金B(62円)の適用を受けられるにもかかわらず、申請を行っていない。

ウ 一般料金(50gまで90円)として高輪郵便局に差し出した定形郵便物である固定資産税・都市計画税納税通知書(共有者分割用)のうち、表8のとおり、差出数277通(バーコード付)が特別料金B(72円)の適用を受けられるにもかかわらず、申請を行っていない。

この結果、特別郵便物を活用した場合に比べて、4万7,589円過大なものとなっている。

所は、経済性の観点から、特別郵便物に係る割安料金制度を活用されたい。

(港都税事務所)

(表5) 第一種郵便物料金表(郵便区内特別郵便物)

種類	内容	重量	一般料金	特別料金(A)	特別料金(B)	料金支払方法
第一種郵便物	定形	25gまで	80円	65円	62円	料金後納・別納
		50gまで	90円	75円	72円	〃

(注) 1 第一種郵便物料金表は、郵便区内特別郵便物の一部を掲載したものである。

2 特別料金Bは、差出数が同時に100通以上のバーコード付料金である。

(表6) 口座振替の案内の支払金額に特別料金Aを適用した場合の金額

差出年月日	差出通数	支払単価	支払金額	特別料金A適用通数	特別料金Aを適用した場合の支払額	差額
H18.11.7	531通	80円	42,480円	316通	37,740円	4,740円
H18.11.21	950通	80円	76,000円	431通	69,535円	6,465円
H18.11.28	473通	80円	37,840円	226通	34,450円	3,390円
H18.12.5	528通	80円	42,240円	237通	38,685円	3,555円
H18.12.11	600通	80円	48,000円	376通	42,360円	5,640円
H19.1.12	1,236通	80円	98,880円	227通	95,475円	3,405円
計	4,318通	-	345,440円	1,813通	318,245円	27,195円

(表7) 不動産取得税納税通知書の支払金額に特別料金Bを適用した場合の金額

差出年月日	差出通数	支払単価	支払金額	特別料金B適用通数	特別料金Bを適用した場合の支払額	差額
H18.11.8	1,530通	80円	122,400円	593通	111,726円	10,674円
H18.12.7	1,052通	80円	84,160円	113通	82,126円	2,034円
H19.1.11	1,123通	80円	89,840円	150通	87,140円	2,700円
計	3,705通	-	296,400円	856通	280,992円	15,408円

(表8) 固定資産税・都市計画税納税通知書の支払金額に特別料金Bを適用した場合の金額

差出年月日	差出通数	支払単価	支払金額	特別料金B適用通数	特別料金Bを適用した場合の支払額	差額
H18.6.2	1,338通	90円	120,420円	277通	115,434円	4,986円

(歳 出)

(5) 業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの

徴収部では、「東京都主税局の多摩地域都税事務所及び都税支所並びに自動車税事務所で
行う収納事務の委託」契約（契約金額：7,969万5,000円、契約期間：平成18.
4.1～平成19.3.31）をFと締結している。

ところで、業務委託契約における仕様書の作成に当たり、委託者が所要人員を指定するこ
とは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条（労働者供給事業の禁止）に抵触
することから、財務局経理部長通知では、契約書に添付する内訳書等には、人数及び一人当
たりの単価を表示しないこととされている（「業務委託等の契約内容について」（昭和52年
3月5日付51財経庶第1201号））。

しかしながら、契約関係書類を見たところ、事務処理の条件として、窓口事務従事者に所
要人数を指定していることは、適正でない。

部は、業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行われたい。

(徴 収 部)

(その他)

(6) 適正な公金管理に努めるべきもの

徴収部では、「東京都主税局の多摩地域都税事務所及び都税支所並びに自動車税事務所で
行う収納事務の委託」契約（契約金額：7,969万5,000円、契約期間：平成18.
4.1～平成19.3.31、前年度も入札で同業者が受託）をFと締結している。

ところで、契約書に添付されている仕様書によれば、収納金に超過金が生じた場合、その
原因を追究し納税者に速やかに返還する等の措置をとり、部に結果を報告することとしてい
る。

しかしながら、監査日（平成19.3.16）現在、表9のとおり、Fが原因不明の超過
金を保管している状況が認められた。

部は、当該超過金が公金であることを踏まえ、都の歳入とするなど、適正な公金管理に努
められたい。

(徴 収 部)

(表 9) Fが保管している超過金

年 度	超 過 金
平 成 1 7 年 度	7 9 , 0 0 0 円
平 成 1 8 年 度	2 1 , 0 0 0 円
合 計	1 0 0 , 0 0 0 円

(注) 平成18年度の超過金は、監査日現在の金額である。

2 意見・要望事項

(都 税)

(1) 各都税事務所における土地、家屋の認定に当たり、統一的な基準を設けるよう検討すべきもの

住宅の用に供する土地・家屋については、固定資産税及び都市計画税が軽減されている。
(地方税法(昭和25年法律第226号)同法附則、東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号)及び同条例施行規則)

しかし、住宅展示場にあるモデルハウスについては、家屋の構造が住宅の仕様となっているが、住宅の用に供していないため、軽減されない取扱いとしている。(東京都固定資産(家屋)評価事務取扱要領)

ところで、中野都税事務所では、Gが中野区本町3丁目に所有する土地に係る平成18年度分の固定資産税・都市計画税について、当該土地に建築された家屋(3階建、146.09㎡、平成17年12月27日建築完了)が住宅展示場に使用されていることから、非住宅用地として課税を行っている。

一方、家屋の課税状況について見たところ、所は、当該住宅展示場を専ら人の居住の用に供する家屋として認定し、同年度の家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減を行っていることが認められた。

このため、Gが所有する土地と家屋とで、課税状況が異なっている。

近年、住宅展示場については、時期が来ると解体して他所に移築する仮設の建物を複数設置しているものの他に、事例のように、居住が可能である状態にある一棟だけの新たな形態のものが数件程度出現していることから、部は、各都税事務所におけるこのような形態の土地、家屋の認定に当たり、実態調査を行うとともに、統一的な基準を設けるよう検討されたい。

(資産税部)

生活文化スポーツ局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

ア 文化振興部は、都立横網町公園内にある、東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑の花壇整備を監修するために、「平成18年度東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑に係る花壇等監修委託」契約(契約金額:15万8,130円、契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31)をAと締結している。

ところで、仕様書によれば、Aは、年4回の花壇の花樹植替のほか、平成18年9月1日及び平成19年3月10日に行われる慰霊大法要の前に花壇の状態を点検し、施工業者に必要な措置を指示し、施工監理等の監修についての報告書を提出することとしている。

しかしながら、平成18年9月1日の慰霊大法要前に行うこととしている施工監理について、監修を行った旨の報告がなく、また、施工業者が部に提出した報告書からも、Aが監修を行った事実は認められなかった。

このため、本委託業務が適正に行われていたか、確認できない状況にある。

部は、委託契約に係る履行確認を適正に行われたい。

(文化振興部)

イ 私学部は、私立学校に対する教育助成金に係る調査結果等を入力するために、「データ入力委託(私立学校教育助成金調査等)(単価契約)」契約(推定総金額:304万3,286円、契約期間:平成18.5.23~平成18.12.28)をBと締結している。

仕様書によれば、Bは、部から提出された私立学校教育助成金調査表等に記載されている教職員の年齢、給与等のデータを、フロッピーディスク又はMOディスクに入力し、納品することとしている。

ところで、電子情報処理委託に係る標準特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)によれば、

個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録し、契約履行完了時には、管理記録を提出し報告すること

委託業務に係る一切の情報を記録した媒体(紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物、以下「記録媒体」という。)については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる情報をすべて消去し、記録媒体ごとに、消去した情報の項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で報告すること

としている。

しかしながら、当該データ入力委託に係る情報の管理状況について見たところ、監査日(平成19.1.25)現在、特記仕様書に定める報告が、Bから部に提出されておらず、情報管理が適正に行われているかを確認できない状況にある。

部は、委託契約に係る履行確認を適正に行われたい。

(私学部)

2 意見・要望事項

(歳出)

(1) 図書資料室の夜間・休日サービスの改善について検討すべきもの

消費生活総合センター(以下「センター」という。)は、飯田橋庁舎(セントラルプラザ)15階に図書資料室(面積:169m²)を設置し、表1のとおり、消費生活に関する行政資料、図書、雑誌、ビデオソフトなどを、総合的に収集し、閲覧、貸出しを行っている。

また、表2のとおり、平日昼間に来所が困難な勤労者・学生などの利用拡大を図るため、金曜日の夜間・土曜日は、「平成18年度東京都消費生活総合センター夜間・休日利用者サービス業務委託」契約(契約金額:154万4,497円、契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31)をCと締結し、閲覧、貸出しを行っている(以下「夜間・休日サービス」という。)

ところで、図書資料室の利用状況について見たところ、表3のとおり、夜間・休日サービスの利用者数は年々減少していることが認められた。

夜間・休日サービスについては、平日に来庁できない利用者に配慮し開設しているものであるが、利用者の増加に結びつくような取組が十分とはいえない状況にある。

センターは、インターネットの普及等、利用者を取り巻く環境の変化を踏まえた上で、利用拡大を図るための具体的な方策を講じるなど、図書資料室の夜間・休日サービスの改善について検討されたい。

(消費生活総合センター)

(表1) 図書資料等 (平成19年3月末現在)

図書資料	21,581冊	
	内	行政資料 9,270冊
		事業者団体資料 2,479冊
		消費者団体資料 874冊
	訳	一般図書 8,750冊
		外国語資料 208冊
雑誌	60種(うち洋書1種) 3,196冊	
ビデオ・CD-R OM・DVD	624種 1,058本	

(表2) 利用時間

曜日	時間
月～木曜日	9時～17時
金曜日	9時～20時
土曜日	10時～17時

業務委託を金曜日の夜間(17時～20時)土曜日を実施している。

(表3) 図書資料室の利用状況 (単位:人)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
利用者数	金曜日夜間	2,496	2,552	1,435	970
	土曜日	2,334	2,306	1,479	1,263
	合計	4,830	4,858	2,914	2,233

都 市 整 備 局

1 指 摘 事 項

(歳 入)

(1) 調定更正を適正に行うべきもの

都営住宅経営部は、毎月、住宅管理総合システムから、都営住宅使用料及び共益費の合計を出力し、これに基づいて収入額を調定すると同時に、当該月以前の調定額を更正している。

そこで、当初調定額と平成19年5月22日現在の最終調定額を比較すると、表1のとおり、使用料について5,228万6,284円の調定減、共益費について28万2,632円の調定減となっている。

調定は、収入すべきものについて、相手方、金額、原因などを調査し、決定することであるから、既に調定した金額を更正する場合においても、相手方、更正の原因、更正後の金額を調査して、決定しなければならない。

しかしながら、部は、更正の内訳及び更正理由を調査しないまま、システムが出力する数値に基づいて調定金額の更正を決定しており、適正でない。

部は、調定更正を適正に行われたい。

(都営住宅経営部)

(表 1) 使用料等の調定更正の状況

(単位 : 件、円)

		最終調定額		当初調定額		調定更正額	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
使用料	当年度	2,936,306	71,226,671,267	2,936,456	71,238,630,612	150	11,959,345
	過年度	99,524	3,013,360,758	99,848	3,053,687,697	324	40,326,939
	合計	3,035,830	74,240,032,025	3,036,304	74,292,318,309	474	52,286,284
共益費	当年度	1,845,944	850,443,825	1,846,029	850,459,924	85	16,099
	過年度	46,734	22,399,536	46,455	22,666,069	279	266,533
	合計	1,892,678	872,843,361	1,892,484	873,125,993	194	282,632

(歳 出)

(2) 躯体の健全性に基づきスーパーリフォーム事業の対象団地を定めるべきもの

公営住宅法は、公営住宅の団地建物の耐用年数を70年と定めており、その期間の1/2を経過すると建て替えることができるとしている。

また、国は、既存の住宅を長寿命化して耐用年数まで活用していく事業として、鉄筋コンクリートの躯体を残し、内装・建物付属設備を撤去・新設するスーパーリフォーム事業を実施している。

これを受けて、都営住宅経営部は、約26万戸の都営住宅及び約1,900haの敷地につい

て、都営住宅等ストック総合活用計画（以下「ストック活用計画」という。）により、全体的な方針を定めている。

計画では、

木造、簡易耐火造の団地、昭和30年代以前に建設された中層（5階建て程度）までの鉄筋コンクリート（以下「RC」という。）造の団地を建替事業の対象とする。

ただし、概ね100戸未満の小規模団地は撤去し、大規模団地に統合する。

昭和40年代に建築された鉄筋コンクリート造の団地を対象として、スーパーリフォームにより、公営住宅法が定める耐用年数である70年の間利用できるようにする。

としている。

部は、及びに分類した団地のうち、居住者の仮移転先が確保できるものについて、区市町村と都市計画道路、区画街路、公園施設及び地域に必要な福祉施設等の公益的施設について協議し、居住者自治会の同意を得た上で、事業を実施している。

ところで、居住者の安全確保と、既存団地建物の有効利用をともに満たして都営住宅ストックの活用を行うためには、躯体の健全性を検証し、躯体が将来にわたって利用できる場合にはスーパーリフォーム事業の対象として耐用年数経過後の建て替えを図り、健全でない場合には優先的に建て替える対象とするべきである。

しかしながら、部は、これまで、基準設計に基づく設計上の診断のみを行っており、実測したコンクリート強度及び設計図に基づく構造計算を行っていないために、各団地建物の健全性を把握せずにスーパーリフォーム事業の対象を定めており適切でない。

一方、東京都耐震改修促進計画（平成19年3月）では、平成27年度までに、都営住宅7,088棟、26万5千戸の90%を耐震化するとしているため、旧耐震基準により建設されている約3,200棟、13万6千戸（昭和40年度～昭和55年度建設分）については、早急に耐震診断を行い、健全性を把握することとなる。

部は、耐震改修促進計画に基づく耐震診断を速やかに実施し、躯体の健全性を十分に判断したうえでスーパーリフォーム事業の対象とされたい。

（ 都営住宅経営部 ）

（ 歳 出 ）

（ 3 ） 経営的視点から建替計画を定めるべきもの

都営住宅経営部は、都営住宅の建替事業の実施に伴い、従来よりも高層の建物に建て替え、土地の利用効率を向上することで、余剰地を創出しているが、建て替えにかかる基本計画策定時に、余剰地の活用可能性及び活用方法を検討していないため、平成18年4月1日現在112か所、約56.3haが未利用のままとなっている。

また、部は、これまで、建替計画の策定にあたり、建て替えにかかる建築費、建て替え後の

住宅使用料、国庫負担金など、建て替えを行う団地建物にかかる直接収支のみを試算しており、余剰地の創出と活用にかかる収支（高層化による費用増、余剰地の活用による収入など）建て替えに付随する費用（旧団地建物の除却損、住民の仮移転等による逸失利益など）を検討していない。

部は、経営的視点から建替計画を策定されたい。

（ 都営住宅経営部 ）

（ 歳 出 ）

（ 4 ）住宅建築に係る申請事務を適正に行うべきもの

西部住宅建設事務所は、高井戸西一丁目団地の建替建設を所管している。

ところで、高井戸西一丁目団地は、都市計画法（昭和43年法律第100号）による住宅と附帯する通路その他の施設を一団の施設として都市計画の制限を受ける都市計画一団地の住宅施設とされており、都市計画決定を受けている。住宅建築の際は、建築基準法86条（昭和25年法律第201号）に基づく認定及び計画通知の適合通知を得なければならない。

しかしながら、所は、平成17年度から建設を行う2棟について、特定行政庁である杉並区に建築基準法86条に基づく認定申請をした（平成18年3月）が、一団地の住宅施設の都市計画決定に適合しない内容で行ったため、認定許可が受けられなかった。

このため、認定申請と並行して行った、都営住宅建設の工事請負契約（契約金額：1億8,553万5,000円、契約日：平成18.3.28、工期：平成19.7.13）について、約6ヶ月（契約後の平成18.4.20～平成18.10.30）の工事中止を行っている。その後、計画決定内容に適合した申請を行い、認定許可を受けたものの、契約業者からこの工事中止が原因で、この間の建設物価の急騰、また工事着手可能日までの期間が工期の1/2を越えているなどの理由により、契約解除の申し出がなされ、協議解除を行っている。

都市計画決定の基準内容で認定申請をしていれば当初の予定どおりの認定許可がなされ、契約解除に至らなかったものであり、この契約解除により、都営住宅の建設に1年以上の遅れが生じている。

所は、住宅建築に係る申請事務を適正に行われたい。

（ 西部住宅建設事務所 ）

（ 歳 出 ）

（ 5 ）都民住宅に係る業務委託契約について

住宅政策推進部は、中堅所得者が良質な賃貸住宅に適正な家賃負担で入居できるよう、住宅を供給する都民住宅制度を行っており、この都民住宅への入居に係る募集・資格審査業務、収

入認定調査業務などを東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）へ業務委託している（契約金額 2 億 7 3 2 万 4 , 0 0 0 円、契約期間：平成 1 8 . 4 . 1 ~ 平成 1 9 . 3 . 3 1 ）

この業務委託に係る委託料は分割概算払いで支出されており、四半期ごとに業務執行資金計画に基づき公社が請求し、部はそれにより公社へ支払っている。この契約について見たところ次のとおり適切でないものが認められた。

ア 業務委託契約における履行の確認を適切に行うべきもの

部は、公社が行う委託業務について仕様書に定める収入認定等の報告や入居者等のデータ提出は受けているものの、これらは審査業務等を行った結果の報告であり、業務経過の報告とはなっていない。委託された入居資格審査業務や収入認定業務などは部が定める審査基準に基づき審査を行うとされているが、その基準どおりに業務が行われているか、部が業務の適正性について検証を行っていることが確認できない、委託料の精算時において執行実績額の裏づけとなる公社の会計帳票、証拠書類などの検証を行わないまま、公社からの経費科目ごとの金額を記載した経費精算書のみにより経費の精算を行っている、など業務委託における履行の確認に不適切な点が見受けられた。

部は、業務委託契約における履行の確認を適切に行われたい。

（住宅政策推進部）

イ 業務委託契約に係る概算払いを適切に行うべきもの

部は、各四半期に必要な委託料を、表 2 のとおり、公社からの執行計画により、前期の残金である繰越金を差し引いて支出している。特に、第 4 四半期分の委託料については、公社からの執行計画金額が他の期間に比較し多額であるにもかかわらず、その支出に当たり、実施予定内容の精査を行わないまま、執行済み金額と契約金額との差額（約 9 , 8 0 7 万円）を平成 1 9 年 2 月に支払っている。このため、委託業務終了後、2 月に支払った委託料の半分以上の約 5 , 2 6 3 万円を戻入させる結果となっている。

部は、業務委託契約に係る概算払いを適切に行われたい。

（住宅政策推進部）

（表 2）業務委託に係る執行計画及び実績

（単位：円）

	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
執行計画	46,366,613	33,178,524	37,680,919	101,841,552
繰越金	-	4,636,661	3,338,855	3,768,092
支出額	46,366,613	28,541,863	34,342,064	98,073,460
執行実績	41,729,952	29,839,669	33,912,827	49,206,196
繰越金（戻入金）	4,636,661	3,338,855	3,768,092	(52,635,356)

(歳 出)

(6) 住宅供給公社の業務について適切な確認を行うべきもの

都営住宅経営部は、「都営住宅の管理にかかる基本協定」(契約期間：平成 18 . 4 . 1 ~ 平成 21 . 3 . 31、平成 18 年度委託料：70 億 2,594 万 2,700 円) に基づき、東京都住宅供給公社を指定管理者と定め、表 3 の業務を行わせている。また、「東京都営住宅等管理業務委託」(契約期間：平成 18 . 4 . 1 ~ 平成 19 . 3 . 31、概算契約額：284 億 905 万 4,100 円) により、表 4 の業務を、指定管理者としての業務とは別に公社に委託している。

公社が 26 万戸の都営住宅等の管理業務を漏れなく正確に実施しているかについて、部がどのように確認しているかを検証したところ、

部は、表 5 に例示するとおり、公社が行っている業務の手順を具体的に把握し、確認すべき内容と確認方法を定める必要があるにもかかわらず、これらを行っていない

部と公社がともに業務に利用している都営住宅管理総合システム (以下「システム」という。) は、業務の処理件数を把握して公社の業務実績と突合することなどにより事務処理に漏れがないか、また、システム内のデータを一定の基準で抽出して検証することなどにより事務処理が正確であるかを確認できる機能を備えていない

などとなっており、業務が適切に行われているかを確認していないことが認められた。

部は、確認すべき業務内容や確認方法を定めるとともに、効率よく検証を行えるようシステムを改修し、公社が行っている業務が漏れなく正確に行われているかについて確認されたい。

(都営住宅経営部)

(表 3) 指定管理者の業務の概要

業務	概要
収納業務	使用料等にかかる調定額の確認、請求、収納
滞納整理業務	督促状及び催告書の作成、送付、法定措置対象者の選定
入居者管理業務	入居者の収入調査・収入認定・使用料の計算、高額所得者の認定、使用料の減免、同居・使用承継・住居変更等の許可、居住状況実態調査、不適正使用是正
設備保守点検業務	点検計画の作成、点検、施設管理台帳の作成
駐車場の利用に関する業務	駐車場の料金設定、利用者募集、徴収、返還

(表4) 管理業務委託の概要

業務	概要
募集業務	年間公募計画の原案作成、公募戸数の決定に必要な調整、募集・抽選・審査、ポイント募集の審査
保証金管理業務	調定・請求・収納・滞納整理・清算
財産管理業務	都営住宅罹災対応、分譲併存店舗修繕、草刈・樹木管理(緊急・一般)・敷地管理
営繕業務	予算調書作成、実施計画作成、あき家修繕、一般修繕、駐車場施設管理・計画修繕・決算資料作成
施設財産維持保全業務	活性汚泥処理施設等特殊設備保守、給湯設備保守点検、地下湧水処理、未利用地管理

(表5) 業務手順、確認すべき内容、確認方法の例(都営住宅使用の承継の場合)

業務の内容		入居時の使用者が死亡した場合などに、一定の条件を満たす一親等以内の親族に都営住宅の使用を承継させる	
業務手順		確認すべき内容	確認方法
公社	承継申請を受付 承継できる条件を満たしているかを審査 承継を認めるべき者のリストを部に提出	審査が適正に行われているか	年2回の住宅供給公社の検査において抽出して検証 使用承継の申請があったもののうち、認められないと公社が判断した者を検証
部	承継を認める意思決定 公社に通知		
公社	使用許可の相手方を変更 承継した使用者の収入を認定 使用料を計算	承継を認めた者について使用者の変更が住宅管理総合システムに適切に入力されているか	住宅管理総合システムにより、使用者の変更リストを作成し、その件数等と承継を認めた者の件数等を比較
		使用許可書が交付されているか	許可書の発行リストをシステムにより作成し、承継者と比較

(歳 出)

(7) 住宅等管理業務委託に係る概算払いを適切に行うべきもの

都営住宅経営部は、都営住宅等管理業務委託の実施に伴う住宅供給公社の資金不足を回避するため、毎月、概算払いにより、公社に委託料を支払っている。

部は、表6のとおり、公社が提出する委託料執行状況報告に基づき、毎月、委託料を概算払いしている。

しかしながら、毎月の委託料執行残を見ると、10月以降、前月の概算払い額を上回る執行残が生じていることから、資金的余裕が生じていることが認められる。

部は、執行残を確認して、適切に委託料の概算払いを行われたい。

(都営住宅経営部)

(表 6) 公社が提出した執行状況報告

(単位：千円)

	委託料 支払い 累計 A	各月 25 日 公社執行額 累計 B	各月 25 日 委託料 執行残 C = A - B	各月 25 日 当月内 執行予定 D	翌月 執行予定 E	概算払い 請求額 (概算払い額)
4 月末	253,646					
5 月末	1,350,821	1,168,649	182,172	182,172	1,384,380	1,384,380
6 月末	2,735,201	2,333,786	401,415	401,415	1,033,220	1,033,220
7 月末	3,768,421	2,860,933	907,488	907,488	1,187,656	1,187,656
8 月末	4,956,077	3,917,899	1,038,178	1,038,178	2,543,329	2,543,329
9 月末	7,499,406	6,046,272	1,453,134	1,453,134	1,655,207	1,655,207
10 月末	9,154,613	7,498,741	1,655,872	1,655,872	1,667,814	1,667,814
11 月末	10,822,427	8,592,796	2,229,631	2,229,631	2,780,207	2,780,207
12 月末	13,602,634	10,643,318	2,959,316	2,959,316	2,192,803	2,192,803
1 月末	15,795,437	12,980,802	2,814,635	2,814,635	2,188,929	2,188,929
2 月末	17,984,366	14,792,135	3,192,231	3,192,231	10,424,688	10,424,688
3 月末	28,409,054					

(財 産)

(8) 公共施設等を本来管理者に速やかに引き継げる体制を確立すべきもの

都営住宅経営部は、都営住宅の建て替えに当たって、地域整備開発要綱に基づき、地元区市町村と協議の上、区画街路、都市計画道路、公園等の公共施設、保育園・老人ホーム等の公益的施設(以下「公共施設等」という。)を合わせて整備し、区画街路、都市計画道路は、各道路管理者に、公園の遊具等は区市町村に引き継ぎ、公園の底地及び公益的施設は区市町村に使用許可することとしている。

ところで、地域整備開発要綱に基づいて所などが整備した公共施設等の道路管理者等への引継状況を見たところ、表7のとおり、多数の未引継施設が見受けられた。

各所では、分筆測量の遅れによって、区画道路の分筆が進まないことなどにより、引き継ぎが進まない状況があるとしているが、部は、公共施設等の整備状況、未引継状況、引き継ぎのできない要因等を把握しておらず、事務所などにおける進行管理を行っていない。

部は、現状及び要因等を把握し、進行管理を行って、公共施設等を道路管理者等に速やかに引き継げる体制を確立されたい。

(都営住宅経営部)

(表7) 未引継財産一覧

(単位：所)

	東部住宅建設事務所管内(注1)	西部住宅建設事務所管内(注2)	計
道路	103	20	123
公園施設	18	6	24
公園用地	100	7	107
貯槽	0	4	4
貯槽用地	0	10	10
公益的施設	2	0	2
都施設等用地	0	2	2
不明	2	0	2

(注1) 東部は平成17年6月現在の昭和40年代～平成13年度の未処財産のみを台帳に記載して管理しており、これ以外は確認できない。

(注2) 西部は平成16～18年度に処理を予定していた未処財産のみ台帳に搭載して管理しており、これ以外は確認できない。

(その他)

(9) 滞納者に対する法的措置について

都営住宅経営部は、都営住宅入居者が住宅使用料を滞納した場合、その徴収事務を指定管理者に行わせている。

指定管理者は、都が定める基準(表8のとおり)により、督促、催告などを行っても納入しない滞納者の中から、法的措置(明渡し等訴訟)を行うべき者を選定し、都に報告することとなっている。

ア 滞納者に対する法的措置を適切に行うべきもの

法的措置の対象者の選定結果を見ると、3か月以上の家賃滞納者であっても、法的措置対象者として選定されていないものがあるなど、都が定める基準に合致する全ての滞納者を法的措置の対象者としていない。

明渡請求は、公平に行う必要があることから、基準を満たす滞納者の全てについて、同一の取扱いとするべきである。

部は、滞納者に対する法的措置を適切に行われたい。

(都営住宅経営部)

(表8) 法的措置対象者(明渡し等訴訟対象者)

根 拠	内 容
都営住宅家賃滞納整理事務処理要綱 (平成18年4月1日付 17都市経指法第1399号)	第9条 法的措置対象者(明渡し等訴訟対象者)は3か月以上の家賃滞納者とする。 2 東京都は、前項のほか、法的措置対象者選定基準を別に定め、指定管理者に通知する。
法的措置対象者選定基準について (平成18年4月1日付 17都市経指法第1417号)	要綱第9条のとおり、3か月以上の家賃滞納者とする。

イ 滞納による法的措置選定者の措置を適切に管理すべきもの

部は、表9のとおり、平成18年度において、1,714人を法的措置(明渡し請求)の対象として選定し、平成17年度以前の選定分を含め、表9のとおり1,692人については完納等による選定除外、和解、訴訟提起を行ったとしている。

ところで、法的措置にかかる事務管理を見たところ、部は、法的措置の対象として選定した者について一覧表を作成して進行管理を行っていないため、選定者の全てについて適正な措置を講じているか確認していないことが認められた。

部は、一覧表による進行管理を行い、法的措置選定者の全てについて明渡し等適切な措置を行われたい。

(都営住宅経営部)

(表9) 法的措置の選定と結果

区 分		人数
法的措置選定者		1,714
措置	完納・その他	901
	即決和解	23
	訴訟提起	768
	計 = + +	1,692

(その他)

(10) 退去者滞納債権の徴収事務を適切に行うべきもの

都営住宅経営部は、明渡し等訴訟により都営住宅等を退去させた者または自主退去者の住宅使用料等の滞納債権(以下「退去者滞納債権」という。)について、指定管理者に徴収事務を行わせている。このうち、徴収できない者については法的措置の対象者として報告させ、差押えなどの手続をとることができるとしている。

指定管理者が徴収事務を行って徴収できなかった退去者滞納債権のうち、150件を主税局に依頼して徴収及び財産調査を行っているが、主税局における徴収事務は平成18年度で終了した

ことから、平成19年度以降は、部において財産調査等を行い、差押えを行うか、徴収することができないかを判断しなければならない。

しかしながら、部は、平成19年度において、財産調査及び法的措置（差押え等）などを行っていない。

部は、退去者滞納債権の徴収事務を適切に行われたい。

（ 都営住宅経営部 ）

（その他）

（ 1 1 ） 契約違約金に係る滞納債権の徴収事務を適切に行うべきもの

東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所は、表10のとおり、工事請負者が工事請負不能届を提出したため、契約を解除し、契約金額の10分の1に相当する契約違約金を調定しているが、いずれも請負者の経営不振に伴う契約解除であることから、調定した契約違約金が収入未済となっている。

これらはいずれも法人の清算を行うことなく、事実上法人としての活動を休止したものであり、今後徴収できる見込みは少ない。督促状の送付、文書・電話・訪問等による催告を行っても納付の見込みが立たない場合には、財産調査を行い、支払督促、差押え等の法的措置または徴収停止の意思決定を行うことが必要であるが、所は、各法人及びその経営者の財産調査等を行っていないため、差押え・徴収停止等必要な手続を行わないまま長期にわたって経営者等に対して催告等を毎年度実施しているにすぎないものである。

都営住宅経営部は、各所を指導するなどして、契約違約金に係る滞納債権の徴収事務を適切に行われたい。

（ 都営住宅経営部 ）

（表10） 契約違約金一覧

（単位：円）

工事件名	契約日	契約解除日	契約金額	契約違約金額	所管
都営住宅 15M-911 東 （北鹿浜第2アパート） 電気設備工事	平成 16.3.2	平成 16.9.6	23,564,520	2,000,292	東部住宅 建設事務所
都営住宅 51M-1103（戸 山ハイツ）整備工事	昭和 52.10.18	昭和 52.12.15	7,522,000	642,400	
都営住宅 10M-101 北 （東大和向原）給湯器浴 槽設備工事	平成 10.12.7	平成 11.4.1	10,169,250	109,200	西部住宅 建設事務所
都営大谷石川団地整備 工事（その2）	平成 12.6.9	平成 13.2.28	158,823,000	11,702,250	

環 境 局

1 指摘事項

(歳 入)

(1) 行政財産使用許可にかかる事務処理を適正に行うべきもの

多摩環境事務所（以下「所」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項及び東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第29条の2第3号の規定に基づき、行政財産の使用を許可し、東京都行政財産使用料条例（昭和39年条例第26号、以下「条例」という。）により使用料を徴収している。

ところで、所における行政財産使用許可に係る事務処理について見たところ、条例第6条により、使用料は行政財産の使用許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収するように規定されているにもかかわらず、表1のとおり、使用料の納入期限が行政財産の使用開始日以降に設定されており適正でない。

所は、行政財産使用許可にかかる事務処理を適正に行われたい。

（ 多摩環境事務所 ）

（表1）申請者、使用期間及び納入期限等

使用許可申請者	種類	使用期間及び許可場所	納入期限	使用料
東京電力株式会社	土地	平成 18.7.28 ~ 平成 21.7.27 羽村草花自然公園大澄山園地	平成 18.9.5	7,272 円
青梅市	土地	平成 18.7.1 ~ 平成 21.6.30 御岳岩石園園地	平成 18.9.21	141,264 円
東京電力株式会社	土地	平成 18.12.15 ~ 平成 21.12.14 登計園地	平成 19.2.7	360 円
東日本電信電話株式会社	土地	平成 18.9.1 ~ 平成 21.8.31 高尾陣場自然公園	平成 18.9.5	312,696 円
合 計				461,592 円

(歳 出)

(2) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

都市地球環境部ほか2部におけるリース契約について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

ア 都市地球環境部は、都市地球環境システム機器等のリース契約（契約金額：3,402万2,940円、契約期間：平成18.4.1～平成19.3.31、リース期間：平成17.3.1～平成20.3.31）を締結しているが、積算内訳を見たところ、機器費、システム費（ソフトウェア）及び初期導入費のほか、本来リース物件価格に含めるべきでない回線使用料、データベース保管料及び保守料を含めてリース料率を乗じて月額リース料を算出していることが認められた。

このため、リース期間全体で、積算額約119万円（監査事務局試算）が過大となっている。

イ 都市地球環境部は、電力使用量監視システムのリース契約（契約金額：1,995万8,400円、契約期間：平成18.4.1～平成19.3.31、リース期間：平成17.8.1～平成20.3.31）を締結しているが、積算内訳を見たところ、リース物件価格に本来含めるべきでない通信費及びサーバ利用料を含めた上で、さらに、1ヶ月分の月額リース料を加算して総リース料を算出するなど誤った積算をしていることが認められた。

このため、リース期間全体で、積算額約110万円（監査事務局試算）が過大となっている。

ウ 自然環境部は、地図情報システム機器のリース契約（契約金額：66万3,894円、契約期間：平成18.4.1～平成19.3.31、リース期間：平成17.4.1～平成20.3.31）を締結しているが、積算内訳を見たところ、保守料の積算において、保守対象外の経費である環境設定等の初期導入費を含めて算出していることが認められた。

このため、リース期間全体で、積算額約2万円（監査事務局試算）が過大となっている。

エ 環境改善部は、VOC（揮発性有機化合物）連続測定装置のリース契約（契約金額：3,356万6,400円、契約期間及びリース期間：平成18.10.1～平成23.3.31）及び有害大気汚染物質測定装置のリース契約（契約金額：3,021万4,800円、契約期間及びリース期間：平成18.10.1～平成23.9.30）を、長期継続契約（地方自治法第234条の3）として締結しているが、積算内訳を見たところ、本来リース物件価格に含めるべきでない保守料を含めてリース料率を乗じていることが認められた。

このため、リース期間全体で、合わせて積算額約165万円（監査事務局試算）が過大となっている。

各部署は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

（ 都市地球環境部 ）

（ 自然環境部 ）

（ 環境改善部 ）

福 祉 保 健 局

1 指 摘 事 項

(歳 入)

(1) 行政財産の使用許可に係る使用料の徴収を適正に行うべきもの

行政財産の使用許可においては、東京都行政財産使用料条例（昭和39年東京都条例第26号）第6条に基づき、使用の許可を受けた者から使用許可の開始日以前にその使用料の全額を徴収しなければならない。

しかしながら、少子社会対策部（以下「部」という。）では、表1のとおり、行政財産の使用許可2件について許可開始日以前に使用料全額を徴収しておらず、適正ではない。

部は、行政財産の使用許可に係る使用料の徴収を適正に行われたい。

(少子社会対策部)

(表 1) 行政財産の使用許可に係る使用料の徴収状況

場 所	相手方	内 容	許可期間	収入日	金 額
児童相談センター(新宿区戸山)	A	敷地の一部使用許可(工事用) 36.13㎡	平成 18.4.1 ~ 平成 18.11.30	平成 18.5.19	300,016 円
片瀬学園(藤沢市片瀬)	B	電柱1本・支線2本の敷地使用許可	平成 18.5.1 ~ 平成 21.4.30	平成 18.5.22	21,816 円

(歳 入)

(2) 受託業務にかかる請求事務を速やかに行うべきもの

東京都老人医療センター（以下「センター」という。）は、Cが運営する、東京都老人総合研究所の研究事業に伴うMRI（磁気共鳴画像診断装置）検査（撮影）を、Cから受託している（契約 受託期間：平成18.4.1～平成19.3.31、推定総金額：123万円、契約 受託期間：平成18.6.20～平成19.3.31、推定総金額：86万1,000円）。

東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第22条第1項によれば、歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならないとされている。

ところで、この契約にかかる代金の請求状況について見たところ、センターは、MRI撮影日

にCの成果品検査に合格し、徴収すべき歳入の金額が確定しているにもかかわらず、表2のとおり、相当期間経過後にまとめて調定を行っている結果、請求が遅延していることは適切ではない。

センターは、受託業務にかかる請求事務を速やかに行われたい。

(老人医療センター)

(表2) 受託業務にかかる請求日一覧

(単位：件、円)

	M R I 撮影月	件数	請求金額	歳入調定・請求日
契約	平成18年4月	14	172,200	平成18.11.22 (請求額 688,800)
	5月	13	159,900	
	6月	5	61,500	
	7月	11	135,300	
	8月	5	61,500	
	9月	8	98,400	
	11月	6	73,800	
	平成19年1月	13	159,900	平成19.3.29 (請求額 405,900)
2月	14	172,200		
契約	平成18年6月	6	73,800	平成19.2.20 (請求額 787,200)
	7月	12	147,600	
	8月	15	184,500	
	9月	11	135,300	
	10月	9	110,700	
	11月	6	73,800	
	12月	5	61,500	
合計				1,881,900

(歳 入)

(3) 診療報酬にかかる債権を速やかに把握し、適切な請求等を行うべきもの

平成17年度に、旧多摩老人医療センター(以下「センター」という。)(現多摩北部医療センター)の運営主体が、Dに移管された。そのため、高齢社会対策部(以下「部」という。)は、センターにおいて平成16年度末までに発生した診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)にかかる請求事務及び社会保険診療報酬支払基金等(以下「基金等」という。)からの支払金の歳入事務を行っている。

このレセプトにかかる請求及び歳入事務について見たところ、以下のとおり、不適切な事例が認められた。

ア 請求事務について

部は、

(ア)センターから平成16年度末の移管時に、継承すべき未請求レセプトにかかる債権額の全てを把握、確定させないまま引き継いだため、未請求レセプトにかかる債権額の全てが請求されているかどうか確認していない。

(イ) 返戻、差戻しレセプトについて、その後の再請求等の処理経過を返戻レセプト受付簿等により適切に管理していないため、再請求状況及び収入状況を把握していない。

(ウ) 査定減されたレセプトについて、

平成17年5月までは再審査請求を行ったが、センターにおける審査の結果及び再審査請求状況を把握していない。

平成17年6月以降は、再審査請求をしていないが、それに必要な意思決定を行っていない。

この結果、監査日(平成19.6.18)現在、センターのレセプトにかかる債権額が確認できない状況となっている。

イ 歳入事務について

本来、レセプトは、請求時(診療月分について翌月10日に基金等に請求)に債権額を確定した上で事前調定し、請求したレセプトに対する査定や返戻等による減額があった場合は事前調定金額の更正等を行うべきである。

しかしながら、部は、

(ア) 事前調定の手続きを行わず、入金時に特例(事後)調定を行っている。

(イ) 基金等からの支払金額の精査を行っていない。

部は、レセプトを基金等に請求できる期間には制限があることを十分に認識し、レセプトにかかる債権を速やかに把握し、適切な請求、管理を行われたい。

(高齢社会対策部)

(歳 入)

(4) 診療報酬の請求等を適切に行うべきもの

医療政策部(以下「部」という。)は、部が所管する東京都リハビリテーション病院(以下「病院」という。)について、Eを指定管理者として指定し、「東京都リハビリテーション病院の管理に関する基本協定」に基づき、病院における診療報酬の徴収事務を含めて、病院の管理運営を行わせている。

ところで、診療報酬の請求事務等について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

ア 適切な指導を行い収入の確保に努めるべきもの

平成18年4月における診療報酬改定に伴い、「回復期リハビリテーションを行う病棟に関する施設基準」等が定められた。そのため、病院は、回復期リハビリテーション病棟入院料等(以下「リハビリ入院料」という。)の4月診療分からの適用開始許可を受けるために、指定期限(平成18.4.14)までに、所定の届出を社会保険事務局に提出するべきであったが、

届出が遅延したために、適用の開始が遅れ、4月から6月までの診療分におけるリハビリ入院料の診療報酬請求ができなくなり、診療報酬額が減収となった。

また、部は、病院からリハビリ入院料に係る減収額の報告を受けているが、その全額を正確に把握していない。

部は、金額を速やかに確認するとともに、病院に対し適切な指導を行い、収入の確保に努められたい。

イ 返還及び還付事務を適切に処理すべきもの

病院は、診療報酬改定に伴う届出が完了したものと誤認し、社会保険診療報酬支払基金等(以下「基金等」という。)に、リハビリ入院料に係る診療報酬(4月及び5月診療分)を請求し、その支払いを受けたことにより、基金等に対して、リハビリ入院料に係る診療報酬額を返還する必要が生じた。

また、病院が患者から過誤徴収した窓口負担金については、加算金を付加して還付する事務が生じた。

この返還及び還付事務について見たところ、部は、次のような処理を行っている。

(ア) 病院から、基金等に対する返還額及び患者に対する還付金の報告を受けているが、返還額や還付金の算出方法等の検証を行っておらず、返還、還付すべき金額を正確に把握していない。

(イ) 基金等に返還すべき金額を確定し、歳入戻出処理により、年度内に返還を完了すべきであったにもかかわらず、病院に対し、返還を要する診療報酬明細書の取り下げ、再請求処理を行わせた。その結果、新たに支払いを受ける診療報酬から減額等がされることになったが、この処理に係る管理方法を適切に指導しなかったために、基金等に対する返還の進ちょく状況、処理経過が正確に把握できない状況となっている。

(ウ) 患者への還付金等について、個別の記録管理を行っていないため、還付金等の支払状況、進ちょく状況が確認できない。

部は、返還金及び還付金を把握するとともに、病院に対し、返還及び還付事務の進ちょく状況等を把握できる事務管理体制を構築するよう指導するなど、返還及び還付事務を適切に処理されたい。

(医療政策部)

(歳 出)

(5) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

保健政策部、健康安全室及び心身障害者福祉センターにおけるリース契約について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

ア 保健政策部における保健所業務運営システムに係る機器の賃借契約 (契約金額 : 709万200円、契約期間 : 平成18.4.1 ~ 平成19.3.31、リース期間 : 平成15.2.1 ~ 平成20.1.31) について見たところ、保守料の積算において、通常保守を必要としないラック及びケーブルをリース物件価格に含めて算出しており、積算が過大となっている。

イ 健康安全室及び心身障害者福祉センターにおける表3から表5のリース契約について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

表3の契約では、積算の算定根拠が月額リース料の参考見積もりのみとなっており、リース物件価格等に基づき妥当であるかの検証が行われていない。

表4の契約では、保守料の積算において、特段の理由もなく都における参考値 (注) を大幅に上回る保守料率で算出しており、リース期間全体で、合わせて積算額約215万円 (監査事務局試算) が過大となっている。

表5の契約では、リース期間が5年間であるにもかかわらず、3年間の場合の標準的なリース料率を適用して積算したため、リース期間全体で、積算額約48万円 (監査事務局試算) が過大となっている。

部、室及びセンターは、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(保健政策部)

(健康安全室)

(心身障害者福祉センター)

(注) 情報システムのリースを対象として、毎年度、総務局が通知している数値 (保守対応時間は、平日の日中8時間を想定) 。

(表3) 対象リース契約(積算の根拠)

(単位:円)

部所名	契約件名	契約金額 (平成18年度)	リース期間
健康安全室	無線機(移動用)の賃借	851,760	平成18.4.1 ~平成20.3.31
	普及啓発情報コンピュータの賃借	143,640	平成18.4.1 ~平成19.3.31 (再リース)
心身障害者福祉センター	東京都心身障害者福祉センター業務支援システムの電子計算機賃借	75,600	平成18.4.1 ~平成19.3.31 (再リース)
	給茶機の賃借	149,940	平成18.4.1 ~平成23.3.31

(表4) 対象リース契約(保守料率)

(単位:円)

部所名	契約件名	契約金額 (平成18年度)	リース期間
健康安全室	医薬品等申請・審査システムの機器の借入(薬事FD申請システム)	2,918,916	平成17.4.1 ~平成22.3.31
心身障害者福祉センター	パーソナルコンピュータの賃借(視覚障害判定用)	100,800	平成15.4.1 ~平成20.3.31

(表5) 対象リース契約(リース料率)

(単位:円)

部所名	契約件名	契約金額 (平成18年度)	リース期間
健康安全室	毒物劇物営業者登録等システムに係るパーソナルコンピュータの借入れ	302,400	平成18.4.1 ~平成23.3.31

(注) 契約期間は、表3から表5まで、全て平成18.4.1~平成19.3.31

(歳出)

(6) 再リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

少子社会対策部は、パーソナルコンピュータ及びプリンター各1台について、リース契約を表6のとおり締結しており、平成18年度は再リース契約を締結している。

ところで、再リース契約のリース物件価格については、当初契約時の10分の1程度に減額されるのが通例であるが、この契約について見ると、当初リース料に占める物件価格を考慮することなく予定価格を決定したことから、当初契約の40%を超える額で契約しており、適切でない。

部は、再リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(少子社会対策部)

(表6) 当初契約及び再リース契約

(単位：円)

	契約金額 (年 額)	リース期間	内 容	積算内訳
当初契約	186,480	平成 15.4.1 ～平成 18.3.31	デスクトップパソコン1台・ソ フトウェア・プリンター1台	月額リース料 15,540 円のみ
再リース 契約	75,852	平成 18.4.1 ～平成 19.3.31	当初契約と同一物件	月額リース料 6,321 円のみ

(歳 出)

(7) 冊子の作成に係る契約手続きを適正に行うべきもの

医療政策部では、都民が医療について学習する際に利用できる小冊子を作成するため、「医療情報に関する理解を促進する小冊子作成委託」(契約金額：809万6,550円、契約期間：平成19.2.15～平成19.3.30)をFと締結している。

ところで、この契約を見たところ、表7のとおり、履行期限(平成19.3.30)以降に納品されているもの、監査日(平成19.6.14)現在、納品がされていないものがあるにもかかわらず、契約代金を支払っており適正でない。

部は、冊子の作成に係る契約手続きを適正に行なわれたい。

(医療政策部)

(表7)「医療情報に関する理解を促進する小冊子作成委託」契約内訳及び納品状況

	品 名	数量	単価	契約金額	納品状況(納品日)
1	都民高齢者用	5,000部	334円	1,670,000円	平成19.5.29
2	都民子どもを持つ父母用	5,000部	334円	1,670,000円	平成19.5.29
3	都民若年層用	5,000部	334円	1,670,000円	平成19.5.29
4	指導者用	500部	5,402円	2,701,000円	未 納
			小計金額	7,711,000円	
			消費税	385,550円	
			合計金額	8,096,550円	

(その他)

(8) 身体障害者更生施設の利用率を向上させ、待機解消を図るべきもの

心身障害者福祉センターは、身体の不自由な者に対し、入所によりリハビリテーションを提供する施設として、東京都心身障害者福祉センター条例(昭和43年東京都条例第17号、以下「条例」という。)により身体障害者更生施設(以下「更生施設」という。)を設けており、条例施行規則(昭和43年東京都規則第57号)第1条第2項でその定員を50名と規定している。

ところで、当該施設の入所状況について見たところ、平成18年度の1日の平均利用者数は、表8のとおり、27.1人ととどまっている。一方、待機者は平成18年3月以降急増し、平成18年度の平均は12.1人となっている。また、監査日(平成19.6.1)現在においても、表9のとおり待機者は16人となっており、そのうち13人は入所可能なものである。

このように、現に入所条件を満たしている待機者がいるにもかかわらず、センターは、合理的な理由なく入所希望者を待機させており、施設が十分に活用されておらず適切でない。また、部はこの状況を把握しておらず、センターを指導していないのは適切でない。

センターは、更生施設の利用率を向上させ、利用申請者の待機の解消を図られたい。

また、部はセンターを適切に指導されたい。

(心身障害者福祉センター)

(障害者施策推進部)

(表8) 更生施設の利用人数、待機人数等

(単位:人)

	平成17年度			平成18年度		
	1日平均 利用人数	利用率 (%)	待機者数 (月初め)	1日平均 利用人数	利用率 (%)	待機者数 (月初め)
4月	23.2	46.4	4	26.8	53.6	9
5月	24.0	48.0	4	29.2	58.4	10
6月	25.1	50.2	3	26.4	52.8	11
7月	26.8	53.6	4	23.2	46.4	14
8月	24.9	49.8	3	25.8	51.6	12
9月	23.5	47.0	1	26.9	53.8	13
10月	23.9	47.8	3	26.7	53.4	10
11月	26.0	52.0	1	25.4	50.8	13
12月	28.0	56.0	4	25.6	51.2	13
1月	27.9	55.8	4	27.5	55.0	11
2月	26.2	52.5	6	30.5	61.0	15
3月	26.7	53.4	9	31.0	62.0	14
平均	25.5	51.0	3.8	27.1	54.2	12.1

(表9) 監査日現在における更生施設の利用状況 (単位:人)

1階(定員:17名)			2階(定員:33名、自力で階段の昇降が可能な者)		
部屋	定員	入居者数	部屋	定員	入居者数
101	3	2	201	4	1
102	3	3	202	4	2
103	3	1	203	2	0
104	3	3	204	4	2
105	3	3	205	4	2
106	1	1	206	4	0
107	1	1	207	4	2
			208	4	2
			210	1	1
			211	1	1
			212	1	1
合計	17	14	合計	33	14
空き状況		3	空き状況		19
待機者数		6	待機者数		10
入所可能者数		3	入所可能者数		10

病院経営本部

1 指摘事項

(収 入)

(1) 特定保険医療材料費の請求を適切に行うべきもの

医科診療報酬点数表(平成18年3月6日付厚生労働省告示第92号)第10部通則2によれば、手術に当たって厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下「特定保険医療材料」という。)を使用した場合の手術の費用は、当該手術の所定点数に加え、使用した特定保険医療材料の所定点数を請求することとされている。

ところで、広尾病院、大塚病院、駒込病院、豊島病院、墨東病院及び松沢病院における特定保険医療材料を使用した手術等に係る診療報酬の請求について見たところ、表1のとおり、請求もれ等の不適切な事務処理が認められた。

各病院は、特定保険医療材料費の請求を適切に行われたい。

また、この特定保険医療材料については、前回監査(平成18年)においても同様の指摘をしていることから、サービス推進部は実効性のある再発防止策を検討されたい。

(広 尾 病 院)
 (大 塚 病 院)
 (駒 込 病 院)
 (豊 島 病 院)
 (墨 東 病 院)
 (松 沢 病 院)
 (サービス推進部)

(表1) 診療報酬の請求もれ等の不適切な事務処理の内訳

病院名	使用年月日(平成)	実際に使用された材料及び保険点数 A	請求書に記載された材料及び保険点数 B	誤請求金額 (A - B) × 10
広 尾	18.5.18	ベースメーカー (デュアルチャンバ 型) 127,000 点	請求なし	1,270,000 円 (請求もれ)
大 塚	18.11.20	胆道結石除去用カテーテル セット(砕石用バスケット全 ディスポーザブル型) 4,480 点	胆道結石除去用カテーテル セット(砕石用バスケット一 部ディスポーザブル型) 1,760 点	27,200 円 (過少請求)

病院名	使用年月 日(平成)	実際に使用された材料 及び保険点数 A	請求書に記載された 材料及び保険点数 B	誤請求金額 (A - B) × 10
駒 込	18.7.11	ペースメーカー (シングルチャンバ 型) 119,000 点	ペースメーカー (デュアルチャンバ 型) 122,000 点	30,000 円 (過大請求)
	18.8.21	ペースメーカー (デュアルチャンバ 型) 127,000 点	ペースメーカー (デュアルチャンバ 型) 122,000 点	50,000 円 (過少請求)
	18.10.16	埋込み式心臓ペースメーカー 用リード (経静脈リードシングルパ スVDDリード) 29,400 点	埋込み式心臓ペースメーカー 用リード (経静脈リード標準型) 20,300 点	91,000 円 (過少請求)
	19.1.22	ペースメーカー (デュアルチャンバ 型) 127,000 点	ペースメーカー (デュアルチャンバ 型) 122,000 点	50,000 円 (過少請求)
豊 島	18.4.5	胆道ステントセット (カバー無) 26,600 点 × 1 本	胆道ステントセット (カバー有) 23,900 点 × 1 本	27,000 円 (過少請求)
	18.6.22	固定用内副子(プレート) 1,880 点 × 3 個	固定用内副子(スクリュー) 7,090 点 × 3 個	156,300 円 (過大請求)
		カスタムメイド人工骨(L) 111,000 点 × 1 個	人工骨(専用型・頭蓋骨・喉頭 気管用) 5,730 点 × 1 個	1,052,700 円 (過少請求)
18.9.13	ペースメーカー (シングルチャンバ 型) 119,000 点	ペースメーカー (シングルチャンバ 型) 104,000 点	150,000 円 (過少請求)	
墨 東	19.3.9	パーフェクタパイポラコ ンポーネント(人工股関節 HB-8) 17,100 点	パーフェクタパイポラコ ンポーネント(人工股関節 HB-8) 15,100 点	20,000 円 (過少請求)
松 沢	18.4.5	クロスリンクポリライナー (人工股関節材料) 7,210 点 × 1 個	請求なし	72,100 円 (請求もれ)
過 大 請 求 計				186,300 円
過 少 請 求 等 計				2,810,000 円

(注) 誤請求金額は、診療報酬点数 1 点 = 10 円により算出した。

(支 出)

(2) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

サービス推進部ほか3病院におけるリース契約について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

ア 表2の契約については、積算の算出根拠が月額リース料の参考見積もり額のみとなっており、リース物件価格等に基づき妥当であるかの検証が行われていない。

イ 表3の契約については、保守料の積算において、通常保守を必要としないテーブルや取付金具などを保守対象に含めて算出しており、このため、リース期間全体で、合わせて積算額約195万円(監査事務局試算)が過大となっている。

部及び各病院は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(サービス推進部)
 (大 塚 病 院)
 (駒 込 病 院)
 (松 沢 病 院)

(表2) 対象リース契約(積算の算出根拠)

(単位:円)

部所名	契約件名	契約金額 (平成18年度)	契約期間	リース期間
大塚病院	患者誘導システムの借入れ	5,396,580	平成 18.4.1 ~ 19.3.31	平成 18.4.1 ~ 平成 23.3.31
松沢病院	診察券発行機の借入れ	122,535	平成 19.1.1 ~ 平成 23.12.31 (長期継続契約)	平成 19.1.1 ~ 平成 23.12.31

(表3) 対象リース契約(保守料)

(単位:円)

部所名	契約件名	契約金額 (平成18年度)	リース期間	保守を必要としない物品等	過大積算額
サービス推進部	次期都立病院情報システム用サーバ装置及び端末機等の借入れ(駒込病院分)	80,646,048	平成 16.3.1 ~ 平成 21.2.28	テーブル、取付金具	29,400
	次期都立病院情報システム用サーバ等の借入れ(大塚病院分)	53,731,944	平成 16.9.1 ~ 平成 21.10.31	テーブル	24,800
	同 上(広尾病院分)	52,644,060	平成 16.12.1 ~ 平成 22.1.31	テーブル	29,760
	同 上(墨東病院分)	68,424,300	平成 17.3.1 ~ 平成 22.4.30	テーブル	29,760
駒込病院	次期都立病院情報システム用サーバ及び端末機等の借入れ	101,485,692	平成 16.3.1 ~ 平成 21.2.28	テーブル、取付金具	243,360
	検査実施システム用機器の借入れ	19,915,560	平成 16.3.1 ~ 平成 20.2.28	初期導入費、マニュアル	1,602,840
合 計					1,959,920

(注) 過大積算額は、リース期間全体での試算

(支 出)

(3) 特命随意契約を見直すべきもの

駒込病院は、次期病院情報システム用のサーバ及び端末機等について、平成16年3月よりAとリース契約を締結している。その後、当該システム用の端末機を増設する必要が生じたため、端末機の借入れについてBと特命随意契約を締結している(契約金額:33万4,845円、契約期間:平成19.1.1~平成19.3.31)。その特命理由として、Aが取り扱っているシステム本体の機器がC社製品であり、BがC社製品を取り扱っているためとしている。

しかしながら、C社製品はB以外のリース会社においても取り扱っており、現にシステム本体のC社製品の機器のリース契約は、競争入札によりAと契約していることから、増設分について特命随意契約を締結する理由は認められない。

病院は、端末機の借入れに係る特命随意契約を見直されたい。

(駒 込 病 院)

(支 出)

(4) 業務委託の履行確認を適正に行うべきもの

豊島病院は、Dと警備等の委託契約(契約金額:6,594万円、契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31)を締結している。

ところで、その履行状況について警備日誌等で確認したところ、次のとおり問題点が認められた。

表4のとおり、仕様書では、巡回数を7回(午前4回、午後3回)と定めているにもかかわらず、6回(午前3回、午後3回)の履行となっている。

また、仕様書では巡回時刻を定めているものの、受託者が仕様書とは異なる時刻を印刷した警備日誌を使用しており、病院では、年間を通じ、仕様書と異なる時刻に実施した警備報告の承認を行っている。

仕様書では、巡回の記録について、受託者に巡回時計を貸与して時刻を記録させることになっているが、巡回時計を貸与していないため、履行を確認できない状態になっている。

病院は、委託業務の履行確認を適正に行われたい。

(豊 島 病 院)

(注)巡回時計とは、巡回すべき地点ごとに、警備を実施した時刻を記録する特別な時計

(表4) 巡回の回数及び時刻

回数	仕様書	警備日誌
1	午前 0時30分	午前 2時00分
2	午前 2時00分	午前 5時00分
3	午前 4時00分	午前 6時30分
4	午前 6時00分	午後 5時00分
5	午後 5時00分	午後 8時00分
6	午後 8時00分	午後11時00分
7	午後10時45分	-

(5) 歯科技工委託及び口腔外科技工委託の積算単価について見直しを行うべきもの

豊島病院の歯科口腔外科では、歯科技工委託(契約金額:947万2,260円、契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31)及び口腔外科技工委託(契約金額:281万9,827円、契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31)を、表5のとおり締結している。

ところで、この2件の委託契約の内容を見たところ、同様の歯科技工であるにもかかわらず、同一である77品目のうち61品目の積算単価に差異を生じているが、合理的な理由が認められない。

病院は、歯科技工委託及び口腔外科技工委託の積算単価について見直しを行われたい。

(豊島病院)

(表5) 歯科技工委託等契約一覧

件名	契約額 (円)	契約期間	契約者	委託品目(件)		
				同一品目	積算単価 不一致	
歯科技工委託	9,472,260	平成18.4.1 ~平成19.3.31	E	82	77	61
口腔外科技工委託	2,819,827		F			

(注) 本契約は複数単価契約であるため、契約額は推定総金額である。

産 業 労 働 局

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

商工部ほか2校は、コンピュータ機器等のリース契約を、表1のとおり締結している。

ところで、積算内訳について見たところ、本来リース物件価格に含めるべきでない保守料を含めてリース料率を乗じて算出していることが認められた。

このため、リース期間全体で、積算額約282万円(監査事務局試算)が過大となっており、適切でない。

部及び各校は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(商 工 部)

(東京障害者職業能力開発校)

(中央・城北職業能力開発センター板橋校)

(表 1) 対象リース契約

(単位 : 円)

部所名	契約件名	契約金額 (平成18年度)	リース期間	過大積算額
商工部	電子計算機の借り入れ (中小企業経営分析システム用)	369,495	平成18.7.1 ~平成23.6.30 (長期継続契約)	35,427
障害者校	サーバ外2点の借入れ	338,940	平成18.4.1 ~平成23.3.31	50,400
板橋校	マイクロコンピュータ開発支援装置一式の借り入れ	12,370,680	平成16.10.1 ~平成21.9.30	2,190,544
	システム開発用コンピュータ装置一式の借り入れ	6,835,500	平成16.9.1 ~平成21.8.31	546,033
合 計				2,822,404

(注1) 契約期間は、 を除き、全て平成18.4.1~平成19.3.31

(注2) 過大積算額は、リース期間全体での試算

(歳 出)

(2) 物品の耐用年数を考慮してリース契約を行うべきもの

中央・城北職業能力開発センター板橋校ほか1所は、表2のとおり、業務用のコンピュータ装置等のリース契約を締結している。これらは、新たなリース契約により、全ての機器等を新規に調達しているものである。

しかしながら、更新前のリース契約に含まれていたOAデスク、椅子、ラック等の什器類は、リース契約更新時においても耐用年数を十分残していたことから、リース契約更新時において、新規に調達するコンピュータ装置類と分離して再リース等により調達していたならば、リース期間全体で約448万円(監査事務局試算)の削減が可能であったと見込まれる。

校及び所は、物品の耐用年数を十分考慮して、リース契約を行われたい。

(中央・城北職業能力開発センター板橋校)

(農業振興事務所)

(表 2) 対象リース契約

(単位 : 円)

部所名	契約件名	契約金額 (平成18年度)	リース期間	再リース等が 可能な物品	削減可能と 見込まれる額
板橋校	マイクロコンピュータ開発支援装置一式の借入れ	12,370,680	平成16.10.1 ~平成21.9.30	机 類 い す ラック類	2,909,340
	システム開発用コンピュータ装置一式の借入れ	6,835,500	平成16.9.1 ~平成21.8.31	机 類 ラック類	1,531,593
農業振興 事務所	パーソナルコンピュータ等の借入れ	289,800	平成18.4.1 ~平成21.3.31	机 類 ラック類	45,360
合 計					4,486,293

(注 1) 契約期間は、全て平成18.4.1~平成19.3.31

(注 2) 削減可能と見込まれる額は、リース期間全体での試算

(歳 出)

(3) 浄水器の賃借契約を見直すべきもの

中央・城北職業能力開発センター高年齢者校では、浄水器5台を賃借している(契約金額:17万6,563円、契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31)。

ところで、この浄水器の使用状況を見たところ、生徒の実習訓練用としてホテル・レストランサービス科実習場の厨房に2台を設置し使用しているほか、職員や生徒の飲用として給湯室及び湯沸室に3台を設置し使用している。

しかしながら、給湯室及び湯沸室で日常的に使用している水道水は、飲用水としての水質を満たしているものであることから、実習訓練以外の用途で浄水器を設置する必要性は認められない。

校は、浄水器の賃借契約を見直されたい。

(中央・城北職業能力開発センター高年齢者校)

(歳 出)

(4) 生徒用教科書の購入契約を適正に行うべきもの

東京障害者職業能力開発校は、生徒用教科書の購入契約を A と特命により締結している (契約金額：244万8,018円、契約年月日：平成18.4.1)。

ところで、当該契約の特命理由について見たところ、平成18年2月17日に都立技術専門学校生徒用教科書販売業者選定委員会で選定された業者であることを理由としている。これは、技術専門校内で生徒に対して教科書の出張販売を行う業者を選定したものである。

しかしながら、当該契約は、校が生徒用教科書を購入する契約であり、これを特命理由とするのは適正でない。

校は、生徒用教科書の購入契約を適正に行われたい。

(東京障害者職業能力開発校)

(歳 出)

(5) 島しょ事業所における運営経費の支払方法を改めるべきもの

島しょ農林水産総合センターは、島しょに所在する大島事業所及び八丈事業所を所管し、経理及び契約に関する事務は、港区竹芝に所在するセンターが一括して行っている。

ところで、各事業所の経費の支払状況を見たところ、表3のとおり大島事業所では年間約2,462万円、八丈事業所では年間約2,766万円の前渡金をセンターから受領し、現金で支払っていることが認められた。

しかしながら、前渡金の主な用途である船舶燃料費や建物管理委託関係費などは、契約による口座振替払いが可能なものであり、公金の適切かつ安全な管理の観点からも、経費の支払方法についてはできる限り現金によらないことが望ましい。

センターは、島しょ事業所における運営経費の支払方法を改められたい。

(島しょ農林水産総合センター)

(表3) 大島・八丈島事業所における前渡金の内訳

(単位:円)

節・細節	大島事業所	八丈事業所	平成18年度計	主な用途
一般賃金	3,604,720	3,366,080	6,970,800	
光熱水費	6,272,000	15,333,000	21,605,000	船舶燃料
一般需用費	12,039,800	6,302,628	18,342,428	消耗品等
役務費	680,250	958,700	1,638,950	廃棄物処理、郵券
委託料	989,536	828,200	1,817,736	建物管理関係委託
使用料及賃借料	1,015,500	806,000	1,821,500	傭船料
原材料費	0	43,000	43,000	船舶軽修繕
公課費	25,200	26,000	51,200	庁有車重量税
計	24,627,006	27,663,608	52,290,614	

(財産)

(6) 林道に敷設された工作物を公有財産台帳に登録すべきもの

東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号、以下「規則」という。)では、局が所管する公有財産について、財産ごとに公有財産台帳を整備し、変動のあつた都度、補正しておかなければならないとしている。

ところで、農林水産部が管理をしている林道には、トンネルや橋りょうなどの工作物が敷設されているが、林道規程(昭和48年4月1日付林野道第107号林野庁長官通知)に基づき林道台帳で管理しており、都の財産として公有財産台帳に登録していない。

また、新公会計制度に基づく財務諸表は、都道のトンネルや橋りょうなどをインフラ資産として資産計上しているが、林道の工作物は都の資産として計上していない。

部は、林道に敷設された工作物を公有財産台帳に登録されたい。

(農林水産部)

中央卸売市場

1 指 摘 事 項

(収 入)

(1) 市場施設使用料の徴収を適正に行うべきもの

市場内の用地、建物、設備その他の施設を卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「各事業者」という。）が都知事の許可を受けて使用する場合、各事業者は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号、以下「条例」という。）第94条第1項に基づき、市場施設使用料（以下「施設使用料」という。）を支払うこととなっている。なお、施設使用料は売上高割使用料と面積割使用料から構成されている。

ところで、食肉市場センタービルの仲卸業者等が使用する専用エレベーター機械室の施設使用料について見たところ、市場が、Aに使用させている場所（12.2㎡）について、「作業所使用料」（1月1㎡につき695円）の種別として、施設使用料を徴収していることが認められた。

しかしながら、専用エレベーター機械室については、条例別表第4にある「その他の施設使用料」（1月1㎡につき800円）の種別として施設使用料を徴収すべきものであり、「作業所使用料」としていることは適正でない。

この結果、表1のとおり、3年分の施設使用料4万6,116円が収入不足となっている。

市場は、施設使用料の徴収を適正に行われたい。

（食肉市場）

（表1）東京食肉市場卸商協同組合が使用する専用エレベーター機械室の施設使用料比較

種 別		単価（1か月分）	使用料（1か月分）	使用料（1年分）	使用料（3年分）
誤	作業所使用料	695円/㎡	8,479円	101,748円	305,244円
正	その他施設使用料（建物又は工作物の敷地）	800円/㎡	9,760円	117,120円	351,360円
差 額（誤 - 正）		105円/㎡	1,281円	15,372円	46,116円

（注）使用期間は、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間である。

(支 出)

(2) 庁舎清掃委託に係る面積の積算を適正に行うべきもの

食肉市場では、「食肉市場センタービル建物清掃委託」契約(契約金額:2,446万5,000円、契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31)をBと締結している。

ところで、契約関係書類について見たところ、仕様書で示している面積が、表2のとおり、過大に計上されていることが認められた。これは、什器等の設置により清掃できない分が控除されていないことによるものである。

市場は、庁舎清掃委託に係る面積の積算を適正に行われたい。

(食肉市場)

(表2) 清掃委託に係る積算正誤 (単位: m²)

種 別	清 掃 面 積		
	(誤)	(正)	(差)
毎 日 清 掃	8,445.27	8,231.34	213.93
定 期 清 掃	7,947.22	7,435.23	511.99
定期清掃(脂)	1,037.00	779.65	257.35

(支 出)

(3) 消火設備の取替工事に係る契約手続を適正に行うべきもの

豊島市場では、市場5号館屋上の移動式粉末消火設備10台のうち5台が経年劣化したため、「豊島市場防火設備補修工事」契約(契約金額:99万1,200円、契約期間:平成18.10.12~平成18.11.2)をCと締結している。

ところで、関係書類及び履行状況を確認したところ、仕様書に5台の取替工事と記載されており、また、工事完了届も5台と記載されているが、実際には10台全てを取り替えている事実が認められた。

市場では、残りの5台についても緊急に取り替える必要があったとしているが、正規の契約手続を踏まずに工事を行わせたことは、適正でない。

市場は、消火設備の取替工事に係る契約手続を適正に行われたい。

(豊 島 市 場)

(支 出)

(4) 仮設建築物の使用に係る事務手続を適正に行うべきもの

管理部は、平成2年3月に、築地市場内青果物卸売場2階部分に仮設事務所(軽量鉄骨造・平屋建て、延床面積607.9㎡)を設置し、新市場建設に係る事務室として使用するため、「新市場建設室仮設事務所の賃借」契約(契約金額:107万7,300円、契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31、再リース)をDと締結している。(平成17年度までの支払金額1億9,612万余円)

ところで、この仮設事務所は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第5項に定める仮設建築物に該当し、部は建築主として、設置に当たり、地元区の許可を受けることとなっている。

しかしながら、部は、当該仮設事務所について、設置時に同法に基づく許可申請を行っておらず、現在に至るまでこのような状態のまま使用していることは、適切でない。

部は、仮設建築物の使用に係る事務手続を適正に行われたい。

(管 理 部)

(その他)

(5) 会計間で経費に係る応分の負担をすべきもの

中央卸売市場では、食肉市場における会計処理について、中央卸売市場会計（以下「市場会計」という。）及びと場会計に分けて経理を行っており、その経費負担については、業務の性格に応じて、それぞれの会計が負担区分している。

ところで、平成18年度における食肉市場の事務室等に係る経費の負担状況を見たところ、次のような事例が認められた。

ア 食肉市場の市場センタービルは、市場会計が管理し、事務室（728.2㎡）における職員の配置状況は、表3のとおりとなっている。ところで、と場会計は、専らと場の業務に従事する職員に係る経費については負担しているが、当該職員が執務する事務室の施設使用料や清掃費用等は負担していない。

イ 市場は、と畜により排出される汚水を処理して下水道へ排出するため、平成10年度に水処理センターを設置し、と場会計が管理している。

ところで、その処理状況について見たところ、市場会計の施設である大動物ボイル場、小動物ボイル場及び大小動物内臓処理室から排出される汚水が、全体の処理量の約12%を占めているにもかかわらず、市場会計はその経費を負担していない。

市場は、会計間で経費に係る応分の負担をされたい。

(管 理 部)

(表3) 食肉市場の事務室における職員配置状況

(単位：人)

	管理課	設備課	業務衛生課	作業第一課	作業第二課	合計
職員数	13	13	9	10	7	52
市場会計	9	9	9	0	0	27
と場会計	4	4	0	10	7	25

2 意見・要望事項

(収 入)

(1) 市場施設使用料に係る未収金の回収に努めるべきもの

市場内の事業者のうち、仲卸業者、関連事業者は、条例第26条、第40条に基づき、都知事から業務の許可の通知を受けた日から一月以内に保証金を預託しなければならないとされている。また、この保証金は、条例第13条に基づき、施設使用料等の納付が遅れて滞納金が発生した場合には、一定の手続を踏んだ上で、施設使用料に充当することができる。

ところで、大田市場では、平成17年度以前に発生した未収金のうち、監査日(平成19.1.22)現在、解消されていないものは、表4のとおり、953万9,751円となっている。

この中には、滞納額が保証金の額を上回っているにもかかわらず、保証金が施設使用料に充当されていない事例が認められた。

市場は、保証金を充当するなど、施設使用料に係る未収金の回収に努められたい。

(大田市場)

(表4) 滞納業者一覧

(単位:円)

業者名	業種	滞納期間	滞 納 金 額			保証金 (平成18年度)	備考
			施設使用料	雑収益 (光熱水費等)	計		
E	水産仲卸	平成13.4~ 平成14.12	1,110,025	654,832	1,764,857		倒産時に充当済
F	水産仲卸	平成14.10	54,722	174,302	229,024		倒産時に充当済
G	水産仲卸	平成17.7~ 平成18.12	2,350,901	683,508	3,034,409	1,343,000	
H	水産仲卸	平成17.7~ 平成18.12	988,272	74,867	1,063,139	439,000	
I	水産仲卸	平成17.8~ 平成18.12	1,772,928	472,389	2,245,317	886,000	
J	水産仲卸	平成18.3~ 平成18.12	222,016	32,574	254,590	444,000	
K	関連事業者	平成18.3~ 平成18.12	189,112	8,692	197,804	756,000	
L	その他	平成17.12~ 平成18.12	632,756	117,855	750,611		保証金預託の 対象外
計			7,320,732	2,219,019	9,539,751	3,868,000	

建設局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 契約手続を適正に行うべきもの

道路建設部は、優先的に整備する都市計画道路に係る進捗状況を情報提供するため、局のホームページに掲載する表示画面等の作成委託契約を、Aと特命により締結している(契約金額:165万9,000円、契約期間:平成18.9.15~平成18.12.20)。

ところで、この特命理由について見たところ、作成する表示画面は局のホームページの形式と統一すること、また、作業時間の短縮を図る必要があることから、局のホームページを作成した会社を選定している。

しかしながら、局のホームページが市販ソフトウェアにより作成されていること、また、掲載する内容は部から提供した電子情報を利用して作成することなどの理由により、表示画面の作成については、他の事業者においても、局のホームページとの統一を図りつつ容易に作成できることから、特命随意契約で行う必要性は認められない。

部は、契約手続を適正に行われたい。

(道路建設部)

(その他)

(2) 電線共同溝の整備に係る手続を適正に行うべきもの

北多摩南部建設事務所は、良好な都市景観の創出等を図るため、都道の地下に電線、通信ケーブル等を収容する電線共同溝を整備している。

ところで、電線共同溝の整備に当たっては、電線共同溝整備計画を策定した上で工事を行うこと、また、電気供給事業者などの利用予定者から、整備計画で定める建設負担金の納付を受けることとされている(電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項、第5条第2項及び第7条第1項)。

しかしながら、所における事務手続について見たところ、表1のとおり、整備計画の策定をしないまま着工しており適正でない。このため、建設負担金の請求が遅延している状況となっている。

所は、電線共同溝の整備に係る手続を適正に行われたい。

また、昨年の定例監査において、同様の指摘を他の建設事務所でも行っているところであり、電線共同溝の整備に係る事務を所管している道路管理部及び道路建設部は、適正な事務手続の確保に向けて指導を強化されたい。

(北多摩南部建設事務所)

(道路管理部)

(道路建設部)

(表 1) 電線共同溝手続状況 (監査日 (平成 19 . 2 . 26) 現在)

工 事 名	街路築造工事及び電線共同溝整備工事 (17 北南 - 調布 3 ・ 4 ・ 17 仙川)	自転車・歩行者道路設置工事及び電線共同溝 設置工事 (17 北南 - 天文台通り)
工 事 期 間	平成 17.9.30 ~ 平成 18.5.31	平成 17.11.7 ~ 平成 18.6.30
電 線 共 同 溝 整 備 計 画 策 定	平成 19. 1	未策定
建 設 負 担 金	1 1 7 万 7 , 1 5 4 円	約 1 5 万円

(その他)

(3) 道路附属物台帳システムの適切な運用を図るとともに指導を徹底すべきもの

道路管理部は、道路附属物 (道路標示物、街路灯等) の管理を効率的に行うため、平成 16 年度から道路附属物台帳システムを稼働している。

このシステムについて、各建設事務所での運用状況を見たところ、

道路附属物の工事完了後に施工業者から提出される台帳の基礎データは、電子データで受領することにより、データの更新を迅速かつ正確に行うことができるが、請負工事契約の仕様書で電子データによって提出することを指示していないため、紙の一覧で提出されていること

所によっては、データの入力されていない項目が多数見られるため、従前から使用していた紙の台帳と照合しないと正確なデータを把握できないこと

部において、システム等の障害に対処するための手続きを定めていないため、所では、データ破損等に備えた適切な対応が行われていないこと

などの状況が認められた。

部は、道路附属物台帳システムの適切な運用を図るとともに指導を徹底されたい。

(道路管理部)

東京消防庁

1 指摘事項

(歳入)

(1) 物品の貸付料の徴収を適正に行うべきもの

東京消防庁は、A及びBに対し、防火安全技術講習及び防災センター要員講習の会場として消防技術試験講習場及び本所都民防災教育センターの使用を許可するとともに、当該会場に備え付けられている物品についても貸付を行っている。

講習会は、年間を通して定期的に行われており、予防部では、物品の取得価格に東京都物品管理システムの耐用年数に応じた減価償却率を乗じて貸付料を算定し、歳入調定については企画調整部で行っている。

この貸付の状況について見たところ、次のとおり、適正を欠く状況が見受けられた。

物品の貸付にあたり、表1のとおり、Aに貸し付けている映像投影機の取得価格及びBに貸し付けている中央処理装置の減価償却率を誤ったため、貸付料が過少徴収となっている。

Bが本所都民防災教育センターで行っている講習の際に、使用されている表2の物品が、物品貸付に係る料金の算定に含まれていない。

東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第43条によると、財産の貸付料は、前納させなければならないこととされているが、表3のとおり、納入期限を講習開始後に設定しており、その大半が講習終了後となっている。

各部は、物品の貸付料の徴収を適正に行われたい。

(予 防 部)

(企画調整部)

(表1) 算定額が誤っている物品

区分	品名	1日あたりの額 (円)			使用 日数 b	差額 (円) (a×b)
		(取得価格)	(償却率)	(個数)		
A	映像投影機	正	$1,246,140 \times 0.9 \times 0.200 \times 2 \div 365 = 1,229$			
		誤	$1,216,140 \times 0.9 \times 0.200 \times 2 \div 365 = 1,199$			
		a...	30	56	1,680	
B	中央処理装置	正	$1,522,500 \times 0.9 \times 0.250 \times 2 \div 365 = 1,877$			
		誤	$1,522,500 \times 0.9 \times 0.100 \times 2 \div 365 = 751$			
		a...	1,126	65.5	73,753	
過少徴収額計						75,433

(表2) 算定に含まれていない物品等

品名・項目	1日あたりの額(円)				使用 日数 b	a×b (円)
	(取得価格)	(償却率)	(個数)	a		
映像投影机	21,115,000	× 0.9	× 0.200	× 1 ÷ 365 = 10,413	87	905,931
調整卓	1,339,000	× 0.9	× 0.200	× 1 ÷ 365 = 660	87	57,420
調整卓	17,999,456	× 0.9	× 0.200	× 1 ÷ 365 = 8,876	87	772,212
長テーブル	205,073	× 0.9	× 0.066	× 60 ÷ 365 = 2,002	87	174,174
保守委託料	1,102,500			÷ 365 = 3,021	87	262,827
未徴収額						2,172,564

(表3) 調定状況

A					
使用月日	4月分	5月分	7月分	9月分	10月分
		3日～6日 17日～20日	15日～18日	10日～13日	25日～28日
調定発行日	5月2日	6月6日	7月13日	9月28日	10月26日
納付期限	5月22日	6月26日	8月2日	10月18日	11月15日
使用月日	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
	13日～16日 25日～28日	22日～25日	22日～25日	15日～18日	13日～16日 26日～29日
調定発行日	11月13日	12月8日	1月23日	2月2日	3月8日
納付期限	12月3日	12月28日	2月13日	2月22日	3月28日

B	
使用月日	平成18.4.14～平成19.3.31
調定発行日	平成18.4.24
納付期限	平成18.5.15

(歳出)

(2) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

予防部は、マイクロフィルムリーダープリンターのリース契約(契約金額:59万9,760円、契約期間:平成18.4.1～平成19.3.31、リース期間:平成16.4.1～平成21.3.31)を締結している。

ところで、リース料の積算内訳について見たところ、本来リース物件価格に含めるべきではない保守料を含めてリース料率を乗じているため、リース期間全体で、積算額約11万円(監査事務局試算)が過大となっており、適切でない。

部は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(予 防 部)

出 納 長 室
(会 計 管 理 局)

1 指摘事項

(歳 出)

(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

管理部が締結したリース契約について、積算内訳を見たところ、表1のとおり、通常保守を必要としないケーブル等を含めて保守料を算出しており、積算が過大となっている。

部は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(管 理 部)

(表 1) 対象リース契約

(単 位 : 円)

契約件名	契約金額 (平成18年度)	リース期間	保守を必要としない物品等	数量
資金管理用コンピュータシステムの賃借	429,660	平成18.4.1 ~平成19.3.31 (再リース)	モデムケーブル	1
			TPケーブル	2
			プリンタケーブル	1
パーソナルコンピュータ外の借入れ	1,021,860	平成18.3.1 ~平成22.3.31	セキュリティワイヤー	7
			キーボードカバー	7
			サーバ接続ライセンス	7

(注1) 契約期間は、すべて平成18.4.1~平成19.3.31

(注2) 保守料の積算内訳が不明につき、過大積算額は算出不能

交 通 局

1 指 摘 事 項

(支 出)

(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

電車部及び車両電気部におけるリース契約について見たところ、表1の契約については、積算の算定根拠が月額リース料の参考見積りのみとなっており、積算額がリース物件価格等に基づき妥当であるかの検証が行われておらず、適切でない。

各部は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(電車部)

(車両電気部)

(表 1) 対象リース契約

(単位 : 円)

部署名	契 約 件 名 (リース期間)	契約金額 (円) (平成18年度)	リース期間
電 車 部	パーソナルコンピュータの賃貸借	2,439,360	平成18.4.1 ~平成22.3.31
車両電気部	図面文書管理システム用ハードウェアの賃貸借	1,959,085	平成18.4.1 ~平成22.3.31

(注) 契約期間は、ともに平成18.4.1~平成19.3.31

(支 出)

(2) 材料費の積算を適切に行うべきもの

電車部は、「大島総合庁舎建物管理委託」契約(契約金額:4,168万5,000円、契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31)を、Aと特命随意契約により締結している。

ところで、当該契約に係る積算金額の内訳を見たところ、ビル衛生管理業務の材料費を人件費の30%として積算しているが、根拠が明確なものとなっていない。

部は、材料費の積算を適切に行われたい。

(電車部)

(支 出)

(3) 業務委託契約に係る積算を適正に行うべきもの

資産運用部は、「交通局公有財産管理システム保守業務委託」契約(契約金額:661万5,000円、契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31)をBと特命随意契約により締結している。

ところで、委託の積算について見たところ、部は、総務局行政改革推進部（旧総務局IT推進室）が定めた基準単価を用いている。

しかしながら、基準単価には、一般管理費をはじめとする諸経費等が含まれており、諸経費40万1,200円を別途加算していることは、適正でない。

部は、業務委託契約に係る積算を適正に行われたい。

（資産運用部）

（支出）

（4）業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの

業務委託契約の締結に当たり、業務委託等の契約書に添付する内訳書等に、人数及び1人当たりの単価を表示することは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条（労働者供給事業の禁止）に抵触することとされている（労働局職業安定部長通知（昭和52年2月24日付51労職労第479号））。

ところで、契約関係書類を見たところ、以下のとおり、人数指定をしている不適正な事例が認められた。

ア 車両電気部では、「木場車両検修場施設案内業務委託」契約（契約金額：17万6,400円、契約期間：平成18.6.27～同年8.31）をCと締結しているが、仕様書で、業務従事者の人数を指定している。

イ 電車部では、上野御徒町駅務管理所、大門駅務管理所及び馬喰駅務管理所における、旅客の誘導案内及び駅の巡回警備を行う業務委託契約を締結しているが、仕様書で、業務従事者の人数を指定している。

各部は、業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行われたい。

（車両電気部）

（電車部）

(財 産)

(5) 在庫管理を適切に行うべきもの

自動車部では、一般乗合旅客自動車の運賃及び乗車券取扱要領により、「係員は、金庫内の乗車券の在庫数を常に把握しておくとともに、適正在庫の保持に努め在庫確認は原則として毎日行う。」とし、また、「営業所の乗車券の適正在庫数は、各々の券種につき毎月の発売実績の1～1.5か月とする。」と定め、必要とされる乗車券を適正水準に保持することとしている。

ところで、各自動車営業所における在庫管理について見たところ、表2のとおり、要領に定める基準を超えて保管されている事例が認められた。

各自動車営業所では、表2に例示した過剰在庫を含め、44種類の乗車券について在庫数の確認を毎日行っており、非効率な状況となっている。

部は、発売実績を踏まえ、在庫管理を適切に行われたい。

(自動車部)

(表2) 過剰在庫(一例)

(単位:枚、冊)

営業所等	年月	乗継カード(2000円)				回数券(5000円)			
		平均 販売量(A)	適正 在庫量 (A×1.5)	在庫量 (B)	B/A	平均 販売量(A)	適正 在庫量 (A×1.5)	在庫量 (B)	B/A
品川	H19.1					24	36	592	24.7倍
	2					22	33	570	25.9倍
	3					21	32	546	26.0倍
渋谷	H19.1	51	77	377	7.4倍	5	8	142	28.4倍
	2	43	65	328	7.6倍	5	8	136	27.2倍
	3	45	68	283	6.3倍	5	8	134	26.8倍
小滝橋	H19.1	23	35	241	10.5倍				
	2	25	38	228	9.1倍				
	3	18	27	206	11.4倍				
早稲田	H19.1					22	33	168	7.6倍
	2					16	24	153	9.6倍
	3					16	24	124	7.8倍
青梅	H19.1	3	5	107	35.7倍				
	2	3	5	104	34.7倍				
	3	2	3	102	51.0倍				
大塚	H19.1	37	56	373	10.1倍	24	36	208	8.7倍
	2	32	48	333	10.4倍	22	33	167	7.6倍
	3	35	53	301	8.6倍	25	38	252	10.1倍
巣鴨	H19.1					9	14	115	12.8倍
	2					6	9	112	18.7倍
	3					4	6	101	25.3倍
練馬	H19.1	9	14	126	14.0倍	1	2	113	113.0倍
	2	11	17	114	10.4倍	1	2	113	113.0倍
	3	12	18	108	9.0倍	1	2	111	111.0倍
北	H19.1					1	2	190	190.0倍
	2	32	48	504	15.8倍	1	2	188	188.0倍
	3	32	48	458	14.3倍	2	3	188	94.0倍

平均販売量は直近3か月の移動平均法による。

水 道 局

1 指 摘 事 項

(収 入)

(1) 公衆浴場営業に対する水道料金等の減額等を適正に行うべきもの

公衆浴場営業の用途の給水装置(以下「水栓」という。)は、東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号)及び東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号)により、表1のとおり、他の用途の水栓よりも水道料金及び下水道料金が低額となっており、従量料金については、さらに減額となっている。

ところで、大田北営業所において、公衆浴場営業の用途の水栓について見たところ、Aは公衆浴場営業を行っていたが、営業休止のため平成15年6月14日付けで用途が変更になることを営業所へ連絡し、営業所はこれを受け付けたにもかかわらず、公衆浴場営業の料金の適用及び減額(以下「減額等」という。)処理を解除しておらず適正でない。

この結果、239万3,172円が徴収漏れとなっている。

所は、公衆浴場営業の減額等の処理を適正に行われたい。

(大田北営業所)

(表1) 公衆浴場営業に係る料金及び減額の内容(1月当たり)

(単位:円)

	基本料金の定め	従量料金の定め	従量料金の減額															
水道料金	給水条例 第23条の2第2項 基本料金 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">呼び径</th> <th style="width: 15%;">一般</th> <th style="width: 15%;">浴場</th> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td style="text-align: center;">20,720</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">6,825</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td style="text-align: center;">45,623</td> </tr> </table>	呼び径	一般	浴場	50mm	20,720	6,825	75mm	45,623	給水条例 第23条の3第2項 使用水量1000m ³ まで1m ³ につき <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">呼び径</th> <th style="width: 15%;">一般</th> <th style="width: 15%;">浴場</th> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">372</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">109</td> </tr> <tr> <td>70mm</td> </tr> </table>	呼び径	一般	浴場	50mm	372	109	70mm	給水条例 第30条第1項 5m ³ を超える使用量1m ³ につき15円を減額
呼び径	一般	浴場																
50mm	20,720	6,825																
75mm	45,623																	
呼び径	一般	浴場																
50mm	372	109																
70mm																		
下水道料金	下水道条例第14条 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">一般汚水</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">浴場汚水</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">8m³以下の分</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">560</td> <td style="width: 15%;">8m³以下の分</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">280</td> </tr> <tr> <td>8m³を超え20m³以下の分1m³につき</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td>8m³を超える分1m³につき</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> </table>	一般汚水		浴場汚水		8m ³ 以下の分	560	8m ³ 以下の分	280	8m ³ を超え20m ³ 以下の分1m ³ につき	110	8m ³ を超える分1m ³ につき	35	下水道条例 第20条第1項 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">8m³以下の分</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td>8m³を超える分1m³につき</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </table>	8m ³ 以下の分	16	8m ³ を超える分1m ³ につき	2
一般汚水		浴場汚水																
8m ³ 以下の分	560	8m ³ 以下の分	280															
8m ³ を超え20m ³ 以下の分1m ³ につき	110	8m ³ を超える分1m ³ につき	35															
8m ³ 以下の分	16																	
8m ³ を超える分1m ³ につき	2																	

(収 入)

(2) 水道料金の減額に係る事務処理を適切に行うべきもの

局では、東京都給水条例等により、表2のとおり、特定の用途の水栓について、水道料金等の減額等を行っている。

サービス推進部は、減額等の対象となっている水栓を適切に把握することを目的として、「減

免対象リスト」を定期的に作成し、営業所に配布している。

そこで、減免対象リストにより、業種ごとに状況を見たところ、次のとおり、不適切な事務処理が認められた。

(表2) 減額等の内容(1月当たり)

業種	根拠法令等	水道料金	下水道料金
公衆浴場	給水条例第30条第1項及び下水道料金徴収業務委託協定第2条	適用料金、減額の内容は表1のとおり	
めっき業		150m ³ を超える従量料金の10%	100m ³ を超える汚水排出量に係る料金の20%
生活関連業種(中華そば店営業、簡易宿泊所等の23業種)	下水道料金の減免措置に関する東京都議会決議	-	50m ³ を超え、200m ³ 以下の汚水排出量1m ³ について5円

ア 公衆浴場営業用途の水栓に係る調査方法等を定めるべきもの

減免対象リストと、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合が公表している公衆浴場の営業一覧及びコイン洗濯機(減額等対象外)の設置状況等とを照合し、一致しないものについて現地調査を行ったところ、表3のとおり、対象外となる事由を捕捉できていない事例が認められ、3件で408万5,627円の徴収漏れとなっている。

これらは、営業所における事務処理手順等を部が定めている「営業事務取扱手続」で、公衆浴場営業について、廃業、他用途への転用等、減額等の処理を解除すべき事由が発生していないかを調査することとしているが、調査方法、頻度、調査結果の記録方法等を具体的に定めていないため、営業所が適切な調査を定期的に行っていないことにより生じたものである。

所は、公衆浴場営業用途の水栓について、適切な調査を行われたい。

また、部は、公衆浴場営業用途の水栓について、調査方法及び頻度を具体的に定めるとともに、営業所を適切に指導されたい。

(北営業所)

(大田南営業所)

(練馬東営業所)

(サービス推進部)

(表3) 減額等に係る不適切事例

(単位:円)

営業所名	対象	事項	内容	徴収漏れ金額
北	B	廃業	平成18年2月に廃業したが、これを把握できなかったもの	122,557
大田南	C	適用対象外施設	用途外であるコイン洗濯機の新設を捕捉できなかったもの	1,311,148
練馬東	D			2,651,922
計				4,085,627

イ 減免対象リストを活用して適切に調査を行うべきもの

水道料金等の減額が適切に行われているか検証するため、減免対象リストから

減免対象リストに記載された水道使用者の屋号が生活関連業種と関連がなければ、業種が変わっている可能性が高いこと（例：中華そば店で減免申請している契約者の屋号が甲不動産となっている）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号において定める風俗関連営業（宿泊の用に供する施設を利用させる営業）を営む事業者は減免対象外の事業者であるが、減免対象である簡易宿泊所として申請している事例が過去に認められていること

めっき業は、使用水量が少なければ廃業している可能性が高いこと

にそれぞれ着目して水栓を抽出して現地調査を行ったところ、表4のとおり、不適正な事例が見受けられた。

これらは、営業所が、減免対象リストを減免対象水栓の調査に活用していないためである。

所は、減免対象リストを活用し、減免対象水栓に係る適切な調査を行われたい。

部は、適切な調査を行うよう営業所を指導されたい。

（ 港営業所 ）

（ 足立営業所 ）

（ 大田北営業所 ）

（ サービス推進部 ）

（表4）減額に係る不適切事例

営業所名	対象	事項	内容
港	E	生活関連業種（中華そば店）業種変更	平成16年8月に他業種に変更されている事実を確認していたにもかかわらず、その後も減額を適用していたもの
足立	F	簡易宿泊所（2か所）適用対象外	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号において定める風俗関連営業の事業者となったことを捕捉できず、その後も減額を継続していたもの
大田北	G	めっき業 廃業	平成18年2月の廃業を捕捉できず、その後も減額を継続していたもの

(収 入)

(3) 水道料金等の免除適用の中止を迅速に行うべきもの

局は、給水条例等に基づき、児童扶養手当受給世帯について、水道使用者からの申請により、水道料金等の免除を行っている。

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条によると、児童扶養手当の受給期限は、対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日となっている。

しかしながら、サービス推進部は、毎年11月に各区に対して免除継続調査(以下「調査」という。)を実施しており、調査の結果が12月に確定するため、各営業所では、確定後の翌月となる1月使用分から、表5に例示するとおり、水道使用料等の免除適用を中止している。

この結果、3月31日に免除要件を失ってから9か月間(12月まで)免除を継続することとなり適正でない。

部は、今後、免除申請時に手当受給期限を把握するなどして、免除適用の中止を迅速に行われたい。

(サービス推進部)

(表5) 調査により受給を停止している例

(単位:件、%)

営業所名	免除継続調査 対象件数(A)	免除継続調査に基づく 受給停止件数(B)	停止率 (C = B / A)
足立	3,618	384	10.6
北	1,173	138	11.8
板橋北	1,087	122	11.2
計	5,878	644	11.0

(収 入)

(4) 漏水控除に係る事務処理手順を定めるべきもの

サービス推進部は、水道使用者が、善良なる管理者の注意をもって管理していたにもかかわらず、漏水を発見できなかった場合のみ、漏水量を使用水量から控除できるとしている。

各営業所では、

水道の使用状況に変化がないこと

漏水の状況

利用者が善良なる管理者の注意をもって水道を管理していたことを確認した上で、控除すべき漏水量を算定している。

表6の事例では、控除水量が多量で、更正により減額となる金額が多額となっているにもかかわらず、 から の事項について文書等客観的証拠がなく控除水量が適正であるか確認することができない。

また、表7の事例では、漏水箇所が施工困難であるとして、長期にわたって漏水量を控除したものであるが、施工困難であったことを文書等により確認することができない。

これらは、部が「営業事務取扱要領」において、控除水量の多寡及び特殊な事情の有無にかかわらず、水道の使用実績と漏水修繕連絡票により漏水の控除ができる旨を定めているためである。

部は、多額の調定減となるような漏水控除の場合や特殊な事情を考慮して漏水控除をする場合における具体的な事務処理手順を定められたい。

(サービス推進部)

(表6) 調定更正額が高額となる漏水量の控除事例

(単位：m³、円)

営業所名	水道使用者	漏水控除の対象となった期間	控除水量	更正による調定減
世田谷西	H	平成18年3月～5月	664	427,884
	I	平成18年4月～5月	3,419	2,680,220
	J	平成18年4月～5月	980	770,721
	K	平成18年4月	489	384,574
目黒	目黒区	平成18年10月～11月	215	144,931
	目黒区コミュニテイセンター別館	平成18年10月～11月	342	237,053
荒川	L	平成15年12月～平成16年9月	4,240	3,049,618

(表7) 施工困難として長期間の漏水を控除した事例

(単位：m³、円)

営業所名	水道使用者	漏水控除の対象となった期間	控除水量	更正による調定減
世田谷西	M	平成18年1月～6月	230	154,209

(支 出)

(5) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

多摩水道改革推進本部ほか1所におけるリース契約について見たところ、次のような適切でない事例が認められた。

ア 多摩水道改革推進本部におけるパーソナル・コンピュータの賃貸借契約(契約金額:1,669万2,480円、契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31、リース期間:平成17.4.1~平成20.3.31)については、積算の算定根拠が月額リース料の参考見積りのみとなっており、リース物件価格等に基づき妥当であるかの検証が行われていない。

イ 東部第二支所における保管倉庫賃貸借契約(契約金額:264万6,000円、契約期間:平成18.5.1~平成19.3.31、リース期間:平成18.5.1~平成20.3.31)について見たところ、リース料の積算内訳は、倉庫リース料(A)、初期費用(B)(注1)及びリース会社が倉庫をリースするに当たり必要とする諸費用となっており、諸費用は、倉庫リース料と初期費用の合計額の9.75%としている。

しかしながら、倉庫リース料の部分の諸費用については、すでに倉庫リース料に含まれていること、初期費用の部分の諸費用については、標準的なリース料率で試算すると初期費用の6.52%程度(注2)になると認められることから、倉庫リース料と初期費用の合計額の9.75%としていることには理由がなく、このため、リース期間全体で、積算額約29万円(監査事務局試算)が過大となっている。

本部及び支所は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(多摩水道改革推進本部)

(東部第二支所)

(積算額の算式)

水道局積算額: $(A + B) + (A + B) \times 9.75\%$

指摘積算額: $(A + B) + B \times 6.52\%$

(注1) 設置・解体工事、現場管理費等

(注2) 2年リースの標準的な月額リース料率を4.45%程度(平成18年4月現在の刊行物単価参照)として計算した場合、 $4.45\% \times 24$ か月 = 106.8%となり、諸費用相当は6.8%となる。この契約はリース期間が23か月なので、 $6.8\% \times (23 / 24) = 6.52\%$ とした。

(支 出)

(6) リースに係る保守契約を見直すとともに、積算を適切に行うべきもの

総務部及び職員部は、パーソナルコンピュータ等のリース契約と合わせてインターネット接続サービス契約を、表 8 のとおり締結している。

ところで、パーソナルコンピュータの使用用途を見ると、局のWEBサイトの障害発生時における状況確認等に用いるのみであり、事務用パーソナルコンピュータと比較して稼働時間が著しく短く、故障する可能性も低いことが認められた。

このため、日常的な保守対応ではなく、故障時に別途契約により修繕を行うのみで足りることから、日常的な保守対応を含めたリース契約(メンテナンス・リース)によることは適切でない。

また、本来リース物件価格に含めるべきでないインターネット接続料金を含めてリース料を積算しており、これら 2 つのことから、リース期間全体で、積算額約 3 8 万円(監査事務局試算)が過大となっており、適切でない。

各部は、リースに係る保守契約を見直すとともに、積算を適切に行われたい。

(総 務 部)

(職 員 部)

(表 8) 対象リース契約

(単 位 : 円)

部 名	契約件名	契約金額 (平成 18 年度)	リース期間	用 途
総務部	パーソナルコンピュータ賃借及びインターネット接続サービス	111,971	平成 16.9.1 ~平成 19.8.31	局のWebページに障害が発生した場合に障害状況を確認すること(1台)
職員部		223,942	平成 16.9.1 ~平成 19.8.31	事務系ネットワークでアクセス制限をかけているWebサイト(掲示板等)を必要時に閲覧し、監察指導課が業務上必要な情報を得ること(2台)

(注) 契約期間は、ともに平成 18.4.1~平成 19.3.31

(支 出)

(7) 水運用センター電子計算機システム賃貸借に係る契約を適切に行うべきもの

水運用センターは、水源地から送配水管にいたる水量、水圧等の管理を目的として、水運用センター電子計算機システム賃貸借契約(契約期間:平成 18.4.1~平成 19.3.31、契約金額:5億9,853万8,745円)をNと締結している。

センターは、機器の入替えを迅速に行う必要があることからレンタル契約としているが、契約内容を見ると

事実上、途中解約は極めて困難であること

料金は、総費用を耐用年数（以下「リース期間」という。）で除して算定しており、物件の利用者が全ての費用を負担していること

から、本件契約はレンタル契約ではなく、実質的には4年を契約期間とするリース契約に相当するものと認められる。リース契約であれば、再リース契約が可能であり、再リース料は当初リース料より大幅に低減することが可能である。

しかしながら、センターは、本体及び一部のサーバ・端末について、更新期間（2～4年）を経過したものを新品に交換をせず継続して使用しているにもかかわらず、再リース契約の場合に相当する額に減額することなく、平成17年度以前と同額の使用料を支払っていることが認められた。

この結果、再リース料相当額（一般的に従来料金の10分の1程度）とすると、約2億4,451万円（監査事務局試算）の削減が可能であったと見込まれる。

センターは、水運用センター電子計算機システムの賃貸借に当たり、経済性を十分に考慮した上で、契約を適切に行われたい。

（水運用センター）

（支出）

（8）水道特別作業隊における機器設置台数の見直しを行うべきもの

水道特別作業隊では、水運用センターがレンタル契約している電子計算機システムのディスプレイを、執務室に1台、当直待機室に1台、合計2台設置している。

このうち当直待機室のディスプレイについて見ると、当直職員の仮眠時に警報を知らせるためだけに使用しているものであり、警報が生じると当直職員は直ちに執務室へ移動し、執務室のディスプレイにより業務に当たることから、設置する必要性は低い。

このため、表9のとおり、設置開始からの4年間で、約226万円の削減が可能であったと認められる。

センター及び隊は、ディスプレイの必要性、利用状況を考慮し、設置台数の見直しを行われたい。

（水運用センター）

（水道特別作業隊）

（表9）当直待機室ディスプレイ1台当たりの契約金額

（単位：円）

年 度	契約単価 (A)	契約期間 (B)	金 額 (C) = (A × B)
平成15年度～平成17年度	576,000	3年	1,728,000
平成18年度	537,900	1年	537,900
計			2,265,900

(支 出)

(9) 水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事) を適切に行うべきもの

給水部は、配水管及びその付属設備を維持するに当たって、必要となる小規模工事のうち、緊急対応が必要な工事や他企業工事に伴う小規模な支障移設工事を速やかに行うために、予め、補修内容ごとに工種及び単価を定め、43者の管工事業者と水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事) (以下「水道緊急工事 (維持補修) 」という。) を締結している。

水道緊急工事 (維持補修) により補修工事を行う場合には、43者から1者を選定して補修を指示し、しゅん工後、内容に応じた工種の単価に実使用員数を乗じて工事請負費を算定して、請負者に支払っている。

また、緊急を要さない小規模工事は、配水管小規模整備工事 (以下「小規模工事」という。) によって行うこととし、水道緊急工事 (維持補修) と同様に、補修内容ごとに工種及び単価を定め、49者と契約を締結している。

水道緊急工事 (維持補修) は、緊急性を考慮して、標準積算単価により積算している小規模工事よりも労務費を割り増しして積算しており、局が水道緊急工事 (維持補修) の単価設定を行う場合に使用する代表的な工種によって契約単価を比較すると、表10のとおり、水道緊急工事 (維持補修) は66.4%割高になっている。

そこで、水道緊急工事 (維持補修) について見たところ、次のとおり適切でない事例が見受けられた。

(表 1 0) 水道緊急工事 (維持補修) と小規模工事との単価比率

(単位 : 円)

工種	区分	水道緊急工事 (維持補修)		小規模工事		比率 $\frac{A + B}{C + D}$
		昼間 (A)	夜間 (B)	昼間 (C)	夜間 (D)	
弁及びキョウ設置工	150mm	28,630	33,910	19,900	22,700	146.8%
弁及びキョウ撤去工	150mm	9,250	13,300	5,400	7,650	172.8%
掘削工	人力掘削 (普通)	20,650	30,980	10,960	16,450	188.4%
埋戻工	埋め戻し用砂	17,270	22,420	10,980	13,720	160.7%
土留工	木矢板 型	1,530	2,260	840	1,220	184.0%
保安設備工	交通整理要員	11,870	17,810	9,390	14,090	126.4%
舗装切断工	20cm以下	1,310	1,710	860	1,090	154.9%
舗装こわし工	10cm以下	970	1,380	560	770	176.7%
路盤掘削工	人力掘削	20,180	30,280	10,710	16,070	188.4%
車道舗装工	アスコン40型	16,890	21,260	9,210	11,240	186.6%
車道仮復旧工	アスコン25型	9,390	11,870	5,200	6,370	183.8%
計		137,940	187,180	84,010	111,370	166.4%

ア 草刈・枝払いを適切に実施すべきもの

東部第二支所及び南部第二支所では、表 1 1 のとおり、水道用地の草刈作業を水道緊急工事（維持補修）により実施している。両支所は、近隣住民からの苦情を受けて、住民サービスの観点から、緊急にこれを実施する必要があったとしているが、草刈・枝払いを必要とする場所及び時期については事前に把握し、計画的に実施するべきであり、水道緊急工事（維持補修）によって実施すべきではない。

この結果、これらを小規模工事により行った場合の工事費を試算すると、表 1 1 のとおりとなり、約 8 2 万円が不経済支出となっている。

部は、水道用地を適切に管理するよう各支所を指導するとともに、草刈・枝払いを適切に実施されたい。

（ 給 水 部 ）

（表 1 1）水道緊急工事（維持補修）による草刈の実施状況

（単位：円）

支所名	件数	金額 (A)	小規模工事により行った場合 (B) = A / 1.664 (注)	差引 (A - B)
東部第二支所	5 件	478,338	287,463	190,875
南部第二支所	6 件	1,591,446	956,398	635,048
計	1 1 件	2,069,784	1,243,861	825,923

（注）表 8 により算出した水道緊急工事（維持補修）と小規模工事の単価比率

イ 施設の補修を適切に行うべきもの

東部第二支所は、水道緊急工事（維持補修）により、表 1 2 のとおり、応急給水槽の門扉の修繕を行っているが、安全確保のために立ち入りできないような応急措置をすれば足り、その後に門扉を通常の契約により修繕すべきである。

この結果、これらを小規模工事により行った場合の工事費を試算すると、表 1 2 のとおりとなり、約 4 3 万円が不経済支出となっている。

支所は、施設の補修を適切に行われたい。

（ 東部第二支所 ）

（表 1 2）指示工事の内容

（単位：円）

工事日	金額 (A)	小規模工事により行った場合 (B) = A / 1.664 (注)	差引 (A - B)
平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日	1,088,010	653,852	434,158

（注）表 8 により算出した水道緊急工事（維持補修）と小規模工事の単価比率

(支 出)

(10) 配水施設の維持管理を適切に行うべきもの

南部第二支所における水道緊急工事(維持補修)について見たところ、次のとおり適切でない事例が見受けられた。

ア 補修の緊急性について意思決定を適切に行うべきもの

給水部は、水道緊急工事(維持補修)により配水施設の維持補修工事を行う場合には、支障内容、緊急性、補修手段を調査カードに記載し、水道緊急工事(維持補修)によることを意思決定することとしている。

しかしながら、支所は、水道緊急工事(維持補修)による補修の実施に当たり、調査カードを作成していない。

支所は、水道緊急工事(維持補修)により配水施設の維持補修工事を実施する場合には、調査カードを作成し、支所としての意思決定を適切に行われたい。

(南部第二支所)

イ 工事の内容と緊急性を考慮し、適切な補修方法により実施すべきもの

支所は、地下漏水防止対策の実施に伴い把握した、人孔(マンホール)等の鉄蓋の鎖切れを補修する工事(以下「鎖切れ補修工事」という。)を行っている。

この鎖切れ補修工事の経費は、切れた鎖を取り替える鎖付け補修費とその工事に伴う保安工等の費用から構成されている。

このうち、鎖付け補修費の単価については、水道緊急工事(維持補修)における調査工(注)を適用し1万9,470円としている。また、保安工等の費用については、表10で示したとおり、通常の配水管小規模整備工事(以下「小規模工事」という。)の単価より66.4%割高となっている。

ところで、鎖切れの発見から補修工事までの期間を見ると、表13のとおり、緊急に行われた工事とは認められない。

したがって、通常の小規模工事によって実施すれば、表14のとおり、鎖付け補修費の単価は、1万7,112円となり、調査工の単価よりも2,628円低額となる。また、保安工等の費用についても緊急性に伴う割増しが不要となる。

このため、表15のとおり、施工した735か所について、工事費を試算すると約1,017万円の不経済支出となっている。

支所は、工事の内容と緊急性を考慮し、適切な補修方法により実施されたい。

(南部第二支所)

(注) 調査工とは、材料費及び機械損料等の比率が高くない簡易な補修に係る費用を支払うための水道緊急工事(維持補修)の契約単価

(表13) 鎖切れ発見から補修までの期間別工事内訳

(単位：件、箇所、円)

鎖切れ発見から補修までの期間	指示工事件数	補修箇所数	工事金額
3か月未満	(注)5	84	4,388,233
3か月以上1年未満	10	203	8,703,331
1年以上2年未満	14	253	11,576,493
2年以上	11	195	10,487,544
計	40	735	35,155,601

(注) 鎖切れ発見から、17日後に行われた工事が1件、2か月以上経過して行われた工事が4件

(表14) 小規模工事による鎖切れ補修費の単価

(単位：円)

工種	規模	単価	説明	金額
材料費	8か所	4,000	鎖・ボルト等	32,000
加工費	8か所	4,000	機械損料等	32,000
労務費	2人	14,100	普通作業員	28,200
	1人	20,300	土木一般世話役	20,300
運搬費	1台	9,570	2t車・20kmまで	9,570
	1台	1,739	連絡車	1,739
直接工事費小計				123,809
諸経費				= × 38.21%
				47,307
計				= +
				171,116
1か所当たり				= / 8か所
単価				= × 80% (注)
				17,112

(注) 標準積算単価による積算に、小規模工事の落札比率を乗じて契約単価を算出

(表15) 鎖切れ補修工事費の比較

(単位：箇所、円)

事項	計算式	箇所・金額
施工箇所数		735
現状	鎖付補修費	= × 19,740 (注1)
	保安工等	= -
	工事金額	14,508,900
適切な見積額に基づき 小規模工事により実施 した場合	鎖付補修費	= × 17,112 (注2)
	保安工等	= / 1.664 (注3)
	工事金額	12,407,873
差引	= -	24,985,193
		10,170,408

(注1) 調査工 を適用した単価

(注2) 表14で算出した単価

(注3) 表10により算出した水道緊急工事(維持補修)と小規模工事の単価比率

ウ 支所内の業務を十分に調整し、維持作業を適切に実施すべきもの

南部第二支所は、配水の経路などを調整するために、道路上の人孔内に設置されている制水弁等を操作するが、この操作に当たり、道路交通の安全を確保するため、表16のとおり、水道緊急工事（維持補修）により保安工を実施している。

しかしながら、支所が行う本管系統操作は事前に計画し、これに基づいて実施するものであるから、適切な日程調整を行い、水道緊急工事（維持補修）によらず保安工を実施すべきである。

この結果、小規模工事により行った場合の工事費を試算すると、表16のとおりであり、約103万円が不経済支出となっている。

支所は、所内における業務の調整を十分に行い、適切に配水設備の維持作業を実施されたい。

（ 南部第二支所 ）

（表16）水道緊急工事（維持補修）による保安工

（単位：円）

件数	金額 (A)	小規模工事により行った場合 (B) = A / 1.664 (注)	差引 (A - B)
5件	2,585,623	1,553,860	1,031,763

（注）表10により算出した水道緊急工事（維持補修）と小規模工事の単価比率

エ 局内他工事について十分な調整を行い、維持工事を経済的に実施すべきもの

西部建設事務所が施工している世田谷区桜丘五丁目地先から船橋四丁目地先間配水管新設工事（以下「配水管新設工事」という。）に当たり、支障となる他の配水管の切り回しを行う必要が発生し、支所は切り回し工事に伴う断水地域を限定するために、表17のとおり、水道緊急工事（維持補修）により制水弁新設を行っている。

支所は、配水管の切り回しを行おうとしたところ制水弁の新設が必要となったため、水道緊急工事（維持補修）によって実施したとしているが、本来、西部建設事務所と適切に調整を行って、事前に必要性及び時期を把握し、小規模工事によって実施すべきものである。

この結果、小規模工事により行った場合の工事費を試算すると、表17のとおりであり、約202万円が不経済支出となっている。

支所は、所管地域内において局内他所が行う工事について、十分な調整を行い、配水施設の維持工事を経済的に実施されたい。

（ 南部第二支所 ）

（表17）制水弁設置指示工事による不経済支出額

（単位：円）

工事日	金額 (A)	小規模工事により行った場合 (B) = A / 1.664 (注)	差引 (A - B)
平成18年8月2日～9月15日	5,086,759	3,056,947	2,029,812

(注) 表10により算出した水道緊急工事（維持補修）と小規模工事の単価比率

オ 配水施設の維持補修に係る事務管理態勢を整えるべきもの

支所は、イからエの指摘のとおり、配水施設の維持補修工事について、経済的に維持補修を行えるところ、単価の高い水道緊急工事単価契約（維持補修工事）を用いて実施しているが、これらは、緊急性の判断を行っていないこと、十分な調整を行わずに安易に緊急工事により発注していることなどによって発生している。

支所における配水施設の維持補修工事については、平成16年定例監査においても同様の指摘を行い、改善を求めてきたところである。

支所は、維持補修工事の実施に当たり、経済性を確保できるよう適切な事務管理態勢を整えられたい。

また、部は、支所が適切な事務管理態勢を整えるよう指導されたい。

（ 南部第二支所 ）

（ 給 水 部 ）

(支 出)

(1 1) 漏水に伴う修理工事を経済的な方法で行うべきもの

給水部は、漏水の修理及び漏水に伴う給水管の材質改善について、緊急に施工することを目的として、予め修理の内容ごとに工種及び単価を定め、79者と水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)(以下「水道緊急工事(漏水修理)」という。)を締結している。各支所は、この契約により、支所につき2班の漏水修理作業班を毎日24時間、輪番で待機させ、漏水が発生すると待機班に修理工事を行わせている。

また、給水管の材質改善を行うことで予防的に漏水防止を図るため、予め修理の内容ごとに工種及び単価を定め、135者と給水管材質改善工事請負単価契約(以下「材質改善工事」という。)を締結している。

水道緊急工事(漏水修理)は、その緊急性を考慮して、標準積算単価により積算している材質改善工事よりも労務費を割り増しして積算していることから、局が水道緊急工事(漏水修理)の単価設定を行う場合に使用する代表的な工種によって契約単価を比較すると、表18のとおり、水道緊急工事(漏水修理)は69.2%割高となっている。

部は、漏水に伴う給水管の材質改善を水道緊急工事(漏水修理)により行うこととしており、南部第二支所においても、表19のとおり、漏水に対する応急修理を行った後、日を改めて材質改善を行うものについて、水道緊急工事(漏水修理)によって施工している。

しかしながら、応急修理を行えば、材質改善を緊急に行う必要はないことから、水道緊急工事(漏水修理)によることは適切でない。

また、表19のとおり、漏水調査により発見した漏水のうち、漏水量が極めて少なく、約1か月後に修理をしている工事について、水道緊急工事(漏水修理)として補修しており適切でない。

この結果、緊急工事のための労務費の割増分が不経済支出となっており、全支所の工事实績について、南部第二支所における平成18年7月及び10月の不適切事例金額の割合に基づき、割増分を試算すると、表20のとおり、約1億7,973万円となる。

部は、漏水に伴う修理であっても、緊急性のないものについては、経済的な方法で行われたい。

(給 水 部)

(表18) 代表的工種による単価の比較

(単位：円)

工種 番号	工種	単位	水道緊急工事		材質改善工事		比率
			昼間 (A)	夜間 (B)	昼間 (C)	夜間 (D)	A+B C+D
1044	宅地内土工	箇所	18,950	25,380	7,150	9,350	268.7%
1045	宅地内布設土工・宅地内布設工	箇所	33,140	38,550	22,740	25,650	148.2%
1140	舗装切断工	m	2,350	2,810	1,680	1,940	142.5%
1170	掘削工	m ³	23,460	35,000	11,610	17,410	201.4%
3710	波状ステンレス鋼管	m	6,720	7,390	4,800	5,160	141.7%
3510	ステンレス鋼管用ソケット取付工	箇所	7,060	7,720	5,060	5,410	141.2%
3640	S V継手 取付工	箇所	6,620	7,060	4,820	5,060	138.5%
2100	仮復旧工	m ²	7,130	9,010	4,730	5,740	154.2%
2010	舗装工	m ²	17,930	22,200	11,420	13,670	159.9%
1045	宅地内布設土工・宅地内布設工	m	11,720	15,770	7,150	9,350	166.6%
1045	宅地内布設土工・宅地内布設工	m	2,870	4,150	1,610	2,300	179.5%
1045	宅地内布設土工・宅地内布設工	箇所	29,100	34,490	19,680	22,580	150.5%
3640	S V継手 取付工	箇所	6,620	7,060	3,840	4,080	172.7%
1170	掘削工	m ³	21,550	32,320	11,610	17,410	185.6%
2210	舗装こわし工	m ²	5,920	8,700	3,280	4,780	181.4%
計			201,140	257,610	121,180	149,890	169.2%

(表19) 緊急性がない工事の件数及び金額

(単位：円)

事項	件数(注)	金額
応急修理後の材質改善等	12件	9,111,041
調査で発見した漏水の修理	7件	3,249,604
計	19件	12,360,645

(注) 南部第二支所が7月及び10月に支払ったもののうち、指示から施工までが28日以上
の工事

(表20) 緊急性のない漏水修理工事金額の推計

(単位：円)

事項	計算式	金額
南部第二支所7月・10月不適切事例小計		12,360,645
南部第二支所7月・10月漏水修理工事実績		44,969,591
全支所の18年4月から19年1月までの工事実績		1,598,858,232
材質改善工事によるべき工事(全支所推計)	= × /	439,472,954
材質改善工事によった場合の工事金額	= / 1.692	259,735,788
差引	= -	179,737,166

2 意見・要望事項

(支 出)

(1) ファイルサーバの保守実施時間について

総務部は、水道局事務系ネットワークにおいて利用するサーバ等について、表21のとおり、リース契約を締結しており、これらの機器に係る保守契約を合わせて締結している。

ところで、保守契約について見たところ、保守実施時間を平日の午前8時から午後9時までとして、年間保守料率をリース物件価格の12%としているものと、保守実施時間を毎日24時間として、年間保守料率をリース物件価格の18%としているものが見受けられた。

しかしながら、

十分に冗長性(注)を確保した仕様のサーバを導入していることから、保守実施時間を平日の午前9時から午後5時(以下「平日昼間」という。)の間としても、障害のため利用不能となる可能性は極めて低いこと

水道局事務系ネットワークは事務処理を目的とするネットワークであって、ネットワークの停止により業務が継続不能となるような基幹業務(SWAN、水運用システムなど)用途のものではないこと

から、保守実施時間を平日昼間に限ったとしても支障はない。

このため、平日昼間のみ保守を実施すれば、年間保守料率は6%程度で足りると認められることから、リース期間全体で、合わせて約2,522万円(監査事務局試算)の保守料を削減することが可能であると見込まれる。

部は、水道局事務系ネットワークに係るファイルサーバの保守実施時間の見直しと保守経費の削減について検討されたい。

(総 務 部)

(注) 冗長性とは、一部分が故障してもシステムが停止しないようバックアップの手段を用意しておくこと。一例として、ハードディスクを2台用意してデータを二重に保存すること等があげられる。

(表21) 対象リース契約

(単位:円)

契約件名	契約金額 (平成18年度)	契約期間	リース期間
水道局事務系ネットワーク用サーバ装置等の賃貸借契約(その1)	4,057,200	平成18.4.1 ~平成19.3.31	平成17.6.1 ~平成20.5.31
水道局事務系ネットワーク用サーバ装置等の賃貸借契約(その2)	27,424,359	平成18.4.1 ~平成19.3.31	平成17.11.11 ~平成21.11.10
水道局事務系ネットワーク用サーバ装置等の賃貸借契約(その3)	16,029,390	平成18.7.1 ~平成19.3.31	平成18.7.1 ~平成22.6.30
水道局事務系ネットワーク用サーバ装置等の賃貸借契約(その4)	5,059,404	平成18.12.1 ~平成19.3.31	平成18.12.1 ~平成22.11.30

(支 出)

(2) 文書交換業務の実施方法について

営業所が支所との間で行う文書交換業務は、職員が、タクシーあるいは局有車を利用して行っている。

ところで、この文書交換業務のうち、他の用務を兼ねて行ったものを除き、文書交換業務のみに従事している場合について見たところ、表22のとおり、タクシー利用の場合が1,072回(実績)、局有車利用の場合が3,200回(試算)となっている。

この場合の費用について試算すると、表22のとおり、局有車によって行う場合には、1往復3時間、主任級職員の平均時間単価2,681円として、1往復当たり8,043円、タクシー利用の場合には1往復当たり1万3,525円であり、総額では約4,023万円となっている。

しかしながら、仮に、文書交換業務を配送事業者に委託したとして試算すると、一般的な市場価格(1往復約4,000円)に文書交換業務の実施回数(表22の1,072回と3,200回の合計)を乗じて約1,700万円(10か月)となり、半額以下の経費で行うことができる。

総務部は、営業所における文書交換業務について、より経済的な方法を検討されたい。

(総 務 部)

(表22) 文書交換業務に係る費用の試算(10か月)

(単位:円)

	営業所数	回数 (A)	タクシー代単価 (B)	人件費単価 (C)	総単価 (D) = (B)+(C)	総計 (E) = (A) × (D)
タクシー利用	9所	1,072回 (注1)	5,482	8,043	13,525	14,498,800
局有車利用	16所	3,200回 (注2)		8,043	8,043	25,737,600
計						40,236,400

(注1) 平成18年4月から平成19年1月までの実績

(注2) 16営業所 × 20日 × 10か月で試算

下 水 道 局

1 指摘事項

(収 入)

(1) 行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の徴収に係る手続を適切に行うべきもの

局は、水再生センター用地内の工事等に伴い現場事務所等の設置が必要な場合には、行政財産の使用許可を行い、当該事務所等で使用した光熱水費等を徴収している。

ところで、その徴収手続について見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 流域下水道本部は、表 1 のとおり、南多摩水再生センター及び八王子水再生センターにおける光熱水費等の徴収について、監査日(平成 19 . 1 . 22) 現在、平成 18 年 9 月分以降の調定を行っておらず、未請求となっている。

イ 建設部は、中川建設発生土改良プラントの現場事務所に設置している、自動販売機等の使用許可に係る光熱水費等の徴収について、料金の判明後、速やかに調定を行っていないことから、表 2 のとおり、使用期間が満了して約 2 か月後の徴収となっている。

本部及び部は、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の徴収に係る手続を適切に行われたい。

(流域下水道本部)

(建 設 部)

(表 1) 流域下水道本部において調定が行われていないもの

	使用許可者	使用許可期間	未調定	備考
南多摩水再生センター	A	平成 18 . 2 . 10 ~ 平成 18 . 11 . 14	9 ~ 11 月分	水道料金 (監査日現在許可終了)
八王子水再生センター	B	18 . 7 . 26 ~ 19 . 3 . 14	9 ~ 12 月分	電気料金
	C	18 . 7 . 20 ~ 19 . 3 . 9	9 ~ 12 月分	電気料金
	D	18 . 7 . 26 ~ 19 . 3 . 31	9 ~ 12 月分	電気料金

(表 2) 中川建設発生土改良プラント事業所における徴収状況

種 別	使用期間	調定・請求月日	徴収日	徴収金額(円)
電 気	平成 18 . 4 . 1 ~ 18 . 4 . 30	平成 18 . 6 . 13	平成 18 . 6 . 30	15,575
	(5 月 ~ 10 月使用分(略))			
	18 . 11 . 1 ~ 18 . 11 . 30	19 . 1 . 16	19 . 1 . 31	17,559
上下水道	18 . 4 . 1 ~ 18 . 4 . 17	18 . 6 . 12	18 . 6 . 30	1,722
	(5 月 ~ 7 月使用分(略))			
	18 . 8 . 17 ~ 18 . 10 . 17	18 . 12 . 7	18 . 12 . 22	6,556

(その他)

(2) 南部建設事務所の使用にかかわる事務手続きについて

南部建設事務所は、庁舎賃貸借契約(契約の相手方: E)により、平成11年度から芝浦水再生センター敷地内(港区港南1-5)の庁舎(軽量鉄骨造り: 延床面積629.38㎡)を同所工事第二課の事務室として使用している。

この庁舎の使用にかかわる事務手続きについて見たところ、次のとおり問題点が見受けられた。

ア 庁舎の使用に係る事務手続きを適正に行うべきもの

この庁舎の設置に当たり、所は建築主として、建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第5項に基づいて、地元区の許可を受ける必要があるにもかかわらず、所は、同法に基づく許可申請を行っておらず、現在に至るまでこのような状態のまま使用していることは、適正でない。

所は、庁舎の使用に係る事務手続きを適正に行われたい。

イ 消防用設備の管理を適切に行うべきもの

当該庁舎の消防用設備の管理について見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。

当該庁舎に設置されている消火器8個については、消防法施行規則(平成18年総務省令第116号)第31条の6及び消防庁告示に基づき、6か月ごとに機能点検(噴射試験)を行い、その結果を3年に1回、消防署長に報告しなければならない。

しかしながら、平成11年度に設置して以降、点検及び報告を全く行っていない。

当該庁舎に設置されている自動火災報知器(発信機2、受信機1)、誘導灯6個、煙感知器8個については、法令上の設置義務はないものの、安全確保の観点から設置している。これらの設備の設置趣旨を踏まえ適切な管理を行う必要があるが、これまで点検を全く行っていない。

所は、消防用設備の管理を適切に行われたい。

(南部建設事務所)

2 意見・要望事項

(財 産)

(1) 水再生センターに設置されているテニスコートのあり方について検討すべきもの

局が管理している水再生センターには、表3のとおり、テニスコートが29面設置されている。

これらのテニスコートは、外部からは入れない構造となっており、職員専用施設として利用されている。

しかしながら、行政財産の適切な使用という観点から見ると、テニスコートの現状について見直しを行う必要がある。

局は、水再生センターに設置されているテニスコートのあり方について、検討されたい。

(下 水 道 局)

(表3) テニスコート設置状況

施 設 名	設置面数	計
三河島水再生センター	各4	4
芝浦・森ヶ崎・砂町水再生センター	各3	9
中川・小菅・葛西・落合・新河岸水再生センター	各2	10
みやぎ・南多摩・北多摩二号・浅川・多摩川上流 八王子水再生センター	各1	6
合 計	-	29

教 育 庁

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

学務部ほか6所におけるリース契約について見たところ、次のような適切でない事例が認められた。

ア 学務部、東部学校経営支援センター及び西部学校経営支援センターにおける表1の契約について積算内訳を見たところ、保守対象外の経費であるサーバ導入設定、システム研修等の初期導入費をリース物件価格に含めて保守料を算出しており、リース期間全体で、合わせて積算額約1,858万円(監査事務局試算)が過大となっている。

イ 教職員研修センター、中央図書館、教育相談センター及び城南養護学校における表2の契約について見たところ、積算内訳がリース料及び保守料の月額のみとなっており、リース物件価格、リース料率に基づきリース料が妥当であるかの検証が行われておらず、また、保守料についても積算根拠が不明なものとなっている。

部及び各事業所は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(学 務 部)

(東部学校経営支援センター)

(西部学校経営支援センター)

(教職員研修センター)

(中央図書館)

(教育相談センター)

(城南養護学校)

(表 1) 対象リース契約

(単位 : 円)

部所名	契約件名	契約金額 (平成18年度)	契約期間	リース期間	過大積算額
学 務 部	電子計算機(学校管理システム)一式の借入れ	10,051,764	平成18.12.13 ~平成19.3.31	平成18.12.13 ~平成24.3.31	16,698,387
東部学校経営 支援センター	集団学習装置の借入れ	1,283,940	平成18.10.1 ~平成19.3.31	平成18.10.1 ~平成24.3.31	1,057,650
西部学校経営 支援センター	集団学習装置の借入れ	1,528,632			825,000
合 計					18,581,037

(注) 過大積算額は、リース期間全体でのリース料積算額 181,678,450 円、 28,133,028 円及び 27,007,457 円に基づく試算

(表2) 対象リース契約

(単位：円)

部所名	契約件名	契約金額 (平成18年度)	リース期間	不明内容
教職員研修 センター	出勤カードシステムの借入れ	1,728,720	平成18.4.1 ～平成23.3.31	物件価格 リース料率
	コンピューター機器の借入れ	1,587,600		
中央図書館	録音資料製作用パソコン等の 使用賃借	175,140		
教育相談 センター	出勤カードシステムの借入れ	175,770	平成18.4.1 ～平成19.3.31 (再リース)	物件価格 リース料率 保守料
城南養護 学校	平成18年度教育用パーソナル コンピューター等の借入れ	1,212,120	平成18.4.1 ～平成24.3.31	

(注) 契約期間は、全て平成18.4.1～平成19.3.31

(歳出)

(2) リース契約に係る事務指導を適切に行うべきもの

学務部は、平成17年各会計定例監査の指摘(集団学習装置のリース契約における保守料の積算誤り及び再リース契約等の検討が不十分であること)を踏まえ、指摘対象と同種のリース契約を新規に締結する予定の都立高等学校に対して、再発防止のため、望ましい積算方法や積算内訳の添付等を通知(平成18年2月)して指導するとともに、契約内容等についても事前協議を行っている。

ところで、部が所管する各都立学校(高等学校及び養護学校)が締結した表3のリース契約について、その積算内訳を見たところ、高等学校(普通科・専門科)14校及び養護学校1校は、保守対象外の経費を含めて保守料を積算しており、積算額が過大となっていること、高等学校(専門科)1校及び養護学校2校は、新規リース契約の対象が指摘の対象となった集団学習装置とは異なることから、部が通知を行わなかったため、積算内訳を作成しておらず、積算根拠が不明となっていることが認められた。

部は、各都立学校に対して、リース契約に係る事務指導を適切に行われたい。

(学務部)

(表3) 学務部所管の都立学校が平成18年度に新規に締結したリース契約

契約物件	新規リース 契約締結校 (平成18年度)	不適切な 事例	問題点
集団学習装置	高等学校(普通科・専門科)14校	14校	○保守料の算出が不適切(保守対象に搬入・インストール・設置費等の諸作業費を含めている): 15校 ○積算内訳を作成していない: 2校 物件価格、リース料率、保守料が不明: 1校
自動設計製図装置、 電子計算組織等	高等学校(専門科)18校	1校	
教育用パソコン	養護学校11校	3校	

(歳 出)

(3) 産業廃棄物の処理委託に係る事務処理を適正に行うべきもの

産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第3項の規定により、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については産業廃棄物処分許可業者に、それぞれ委託しなければならないとされている。

ところで、練馬工業高等学校は、金属くず・廃プラスチック等の収集・運搬及び処分について、「産業廃棄物運搬処理委託」契約(契約金額:4万9,350円、契約期間:平成19.2.9~平成19.3.20)をAと締結している。

しかしながら、当該契約に係る事務処理について見たところ、学校は、収集運搬業許可証及び処分業許可証の有無を確認すべきであったにもかかわらず、処分業許可証の確認を行わないまま、処分許可業者ではないAと契約しており、適正でない。

学校は、産業廃棄物の処理委託に係る事務処理を適正に行われたい。

(練馬工業高等学校)

(歳 出)

(4) 身体障害者用物品の購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

身体障害者用物品の購入においては、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項、同法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する物品については、消費税を課さないこととなっている。

ところで、西部学校経営支援センターにおける身体障害者用物品の購入に係る契約について見たところ、表4のとおり、非課税物品であるにもかかわらず、消費税を支払っている事例が認められた。この結果、2万1,447円が過大支出となっている。

センターは、身体障害者用物品の購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(西部学校経営支援センター)

(表4) 非課税物品に係る処理の正誤表

(単位:円)

契約内容	非課税物品名	支払額(A)	正(B)	差(A-B)
身体支持訓練器外 8点の買入れ	携帯用会話補助装置 (トーキングエイドライト)	123,900	118,000	5,900
	歩行器	41,202	39,240	1,962
医療・介護用品の買入れ	携帯用会話補助装置 (スーパートーカー)	48,930	46,600	2,330
介護・福祉用品の購入	携帯用会話補助装置(トーク トラックプラスウイズレベル)	24,570	23,400	1,170
	携帯用会話補助装置 (トーキングエイドIT)	162,225	154,500	7,725
什器の購入	座位保持椅子	49,560	47,200	2,360
合 計		450,387	428,940	21,447

(歳出)

(5) システム保守委託契約の積算を適切に行うべきもの

学務部は、ITを活用した学習を推進するため、e-ラーニングシステムを東京都教職員研修センター及び砂川高等学校に導入し、当該システムの保守について、Bと特命随意契約(以下「保守契約」という。)を締結している(契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31、契約金額:353万4,930円)。

本契約では、システムに使用しているオペレーティング・システム(以下「OS」という。)の更新作業も行うこととしているが、これに係る経費の積算内訳を見たところ、更新作業については、人件費相当額(システムエンジニア単価)により算出すべきであるにもかかわらず、OSのライセンス購入単価により算出しており、適切でない。

部は、システム保守委託契約の積算を適切に行われたい。

(学務部)

(歳 出)

(6) 都立学校の施設維持管理事務に係る委託契約を適切に行うべきもの

庁は、都立学校(一橋高等学校ほか249施設)の円滑かつ良好な維持管理を行うため、東京都住宅供給公社(以下「公社」という。)と「都立学校施設維持管理事務委託に関する契約」を特命随意契約により締結している。(契約期間:平成18.4.1~平成19.3.31、契約金額:13億5,138万450円)

この契約は、従前、各都立学校が、個別に、施設の修繕及び設備の保守点検業務について、競争によりそれぞれ契約していたものを、都立学校経営支援センター設置に伴い、都内全域(島しょを除く。)の都立学校250施設分を集約し、施設維持管理業務に係る業者の選定から業務の管理、検査、支払いまでの事務処理を、包括的に、一括して、公社に委託することとしたものである。

ア 契約事務を適切に行うべきもの

当該契約について見たところ、次のような不適切な事例が認められた。

委託内容のうち、施設修繕業務については、庁が、都立学校の設計標準、標準仕様及び積算単価を示すべきであるにもかかわらず、これに代えて、公社が規定する標準仕様及び積算単価により処理させている。

当該契約に係る委託料は、概算払いとしており、業務完了後に、表5の委託業務積算基準(以下「積算基準」という。)により精算を行わせているが、間接経費の単価及び算出方法については、合理的な根拠がない。

精算において、庁は、営繕システム開発一時経費532万9,000円について、積算基準にない経費であるにもかかわらず、積算基準の変更の手続を行わずに、当該経費を委託料として支払っている。

庁は、契約事務を適切に行われたい。

イ 契約方法の見直しについて検討すべきもの

庁は、当該契約については、中小企業の受注機会の確保を図るとともに、都立学校250施設の施設維持管理業務に係る一連の事務処理を、包括的に、一括して受託できるのは、公社だけであるとして、特命随意契約としている。

しかしながら、当該委託業務は、都立学校の維持管理に関する業務のうち、施設の修繕業務及び設備の保守点検業務等であることから、庁が、都立学校の設計標準、標準仕様及び積算単価等の業務内容を明示するなど仕様書を適切に作成すること、また、契約を分割することなどにより、他の事業者による履行も可能であり、契約における競争性の確保を図ることができる。

庁は、契約方法の見直しについて検討されたい。

(学 務 部)

(中部学校経営支援センター)

(表5) 委託業務積算基準

	委託業務	積算基準
直接 経費	施設修繕業務	直接工事実施額
	施設点検業務	施設点検実施額
	昇降機保全業務	昇降機保全実施額
	避雷針設備保全業務	避雷針設備保全実施額
間接 経費	施設修繕業務	
	小口・緊急修繕	施設数 × 単価 332,000 円
	上記以外の修繕	実施額 × 10%
	施設点検業務	実施額 × 10%
	昇降機保全業務	実施額 × 10%
	避雷針設備保全業務	実施額 × 10%
	管理調整業務	施設数 × 単価 109,000 円
	営繕システム経費	施設数 × 単価 93,000 円 + 回線使用料

警 視 庁

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

総務部におけるリース契約について見たところ、表1のとおり、保守料の積算において、リース物件価格に通常保守を必要としないパソコンラックやプリンタデスクを含めて算出していることが認められた。

このため、リース期間全体で、合わせて積算額約2,129万円(監査事務局試算)が過大となっており、適切でない。

部は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(総 務 部)

(表 1) 対象リース契約

(単 位 : 円)

リース物件	契約金額 (平成18年度)	リース期間	保守を必要としない機器	数量 (台)	過大積算額
業務用端末	334,100,340	平成 19.3.1 ~ 平成 24.2.28	パソコンラック	1,024	17,940,480
けいし WAN 用端末			プリンタデスク	530	3,148,200
健康情報管理システム	2,186,136	平成 18.6.1 ~ 平成 23.5.31	プリンタデスク	3	23,040
人事情報管理システム	38,777,760	平成 18.4.1 ~ 平成 23.3.31	プリンタデスク	16	185,280
				合 計	21,297,000

(注 1) 契約期間は、全て平成18.4.1~平成19.3.31

(注 2) 過大積算額は、リース期間全体で試算

< 別表 1 > 実地監査期間一覧

局 名	実地監査期間
知 事 本 局	平成19年7月12日及び13日
青少年・治安対策本部	平成19年7月9日及び10日
東京オリンピック招致 本 部	平成19年5月21日及び22日
総 務 局	平成19年5月10日から同月22日まで (ただし、小笠原支庁は、平成19年4月23日、三宅支庁は同年6月27日)
財 務 局	平成19年4月19日から同月25日まで
主 税 局	平成19年2月13日から同年3月16日まで 同年6月18日から同月20日まで
生活文化スポーツ局	平成19年1月16日から同年2月1日まで 同年6月18日から同月20日まで
都 市 整 備 局	平成19年5月14日から同年6月15日まで
環 境 局	平成19年4月11日から同月20日まで
福 祉 保 健 局	平成19年5月29日から同年6月18日まで (ただし、島しょ保健所小笠原出張所は平成19年4月25日、同三宅出張所は同年6月29日)
病 院 経 営 本 部	平成19年5月8日から同月22日まで
産 業 労 働 局	平成19年4月12日から同年5月10日まで
中 央 卸 売 市 場	平成19年1月16日から同年2月5日まで 同年5月16日から同月18日まで
建 設 局	平成19年2月8日から同年3月9日まで 同年4月26日及び27日
港 湾 局	平成19年4月12日から同年5月10日まで
会 計 管 理 局	平成19年3月1日から同月6日まで
東 京 消 防 庁	平成19年5月17日から同年6月1日まで
交 通 局	平成19年4月12日から同年5月11日まで
水 道 局	平成19年1月19日から同年2月20日まで
下 水 道 局	平成19年1月16日から同年1月30日まで 同年6月1日
教 育 庁	平成19年5月24日から同年6月14日まで (ただし、三宅出張所は平成19年6月29日)

警 視 庁	平成19年4月12日から同月27日まで (ただし、小笠原警察署は平成19年4月25日、三宅警察署は同年6月29日)
選挙管理委員会事務局	平成19年6月4日及び5日
人事委員会事務局	平成19年3月2日
監 査 事 務 局	平成19年3月5日
労働委員会事務局	平成19年6月6日
収用委員会事務局	平成19年6月8日
議 会 局	平成19年4月23日及び24日

< 別表 2 > 監査実施箇所一覧

局 名	本 庁	事 業 所
知 事 本 局	秘書部、政策部、企画調整部	
青少年・治安対策本部	総合対策部	
東京オリンピック招致本部	企画部、招致推進部	
総 務 局	総務部、行政改革推進部、情報システム部、首都大学支援部、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、勤労部、統計部、人権部、国体推進部	公文書館、職員研修所、三宅支庁、小笠原支庁
財 務 局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	
主 税 局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川各都税事務所、府中・小平各都税支所、自動車税総合事務所、練馬・八王子各自動車税事務所
生活文化スポーツ局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部、スポーツ振興部	消費生活総合センター、計量検定所、東京ウィメンズプラザ
都 市 整 備 局	総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅経営部	第一・第二各区画整理事務所、再開発事務所、多摩建築指導事務所、東部・西部各住宅建設事務所
環 境 局	環境政策部、都市地球環境部、環境改善部、自動車公害対策部、自然環境部、廃棄物対策部	多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所
福 祉 保 健 局	総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全室	広尾・荏原・南多摩・北多摩・青梅各看護専門学校、多摩療育園、西多摩・多摩立川・多摩小平各保健所、島しょ保健所三宅・小笠原各出張所、西多摩福祉事務所、板橋・東村山各ナーシングホーム、東村山老人ホーム、老人医

局名 監査実施箇所	本 庁	事 業 所
(福 祉 保 健 局)		療センター、萩山実務学校、誠明学園、児童相談センター、品川・墨田各児童相談所、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター城南分園、府中療育センター、中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター、健康安全研究センター、市場衛生検査所、動物愛護相談センター、児童会館
病 院 経 営 本 部	経営企画部、サービス推進部	広尾・大塚・駒込・豊島・墨東・府中・神経・清瀬小児・八王子小児・松沢・梅ヶ丘各病院
産 業 労 働 局	総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇用就業部	森林事務所、農業振興事務所、中央・西多摩各農業改良普及センター、島しょ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、労働相談情報センター、皮革技術センター、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校、中央・城北職業能力開発センター高年齢者校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター武蔵野校、東京障害者職業能力開発校
中 央 卸 売 市 場	管理部、事業部	築地・食肉・大田・豊島・淀橋・足立・板橋・世田谷・北足立・多摩ニュータウン・葛西各市場
建 設 局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、公園緑地部、河川部	第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部・新交通各建設事務所、土木技術センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所

局名	監査実施箇所	本 庁	事 業 所
港 湾 局		総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	東京港管理事務所、東京港防災事務所、東京港建設事務所
会 計 管 理 局		会計管理局	
東 京 消 防 庁		企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	消防学校、消防技術安全所、新宿・四谷・本郷・小石川・日本堤・荒川・成城・国分寺・品川・高輪・京橋・深川・昭島・立川・青梅・奥多摩・金町・葛西・石神井・西東京各消防署
交 通 局		総務部、職員部、資産運用部、自動車部、電車部、車両電気部、建設工務部	渋谷・小滝橋・早稲田・大塚・巣鴨・北・千住・江戸川・深川各自動車営業所、荒川電車営業所、五反田・日比谷・馬喰・市ヶ谷・大門・上野御徒町各駅務管理所、木場車両検修場、三田線・新宿線・大江戸線各電気管理所、馬込・大島各保線管理所
水 道 局		総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部 <多摩水道改革推進本部> 調整部、施設部	中央・東部第一・東部第二・西部・南部第一・南部第二・北部各支所、港・豊島・墨田・江東・江戸川・荒川・足立・中野・大田北・大田南・世田谷東・世田谷西・目黒・練馬東・板橋北・北各営業所、多摩ニュータウン水道事務所、研修・開発センター、お客さまセンター、水運用センター、水質センター、水道特別作業隊、水源管理事務所、村山山口・小河内各貯水池管理事務所、東村山・玉川・金町・朝霞各浄水管理事務所、境・小作・砧・長沢・三郷・三園各浄水場、東部・西部各建設事務所
下 水 道 局		総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部	中部・北部第一・北部第二・東部第一・東部第二・西部第一・西部第二・南部各管理事務所、森ヶ崎・芝浦・三河島・

局名	本 庁	事 業 所
(下 水 道 局)	< 流域下水道本部 > 管理部、技術部	中川・みやぎ・砂町・有明・小菅・葛西・落合・新河岸・北多摩一号・北多摩二号・多摩川上流・清瀬各水再生センター、中部・南部・北部各建設事務所、南部スラッジプラント
教 育 庁	総務部、学務部、人事部、福利厚生部、指導部、生涯学習部	多摩教育事務所、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、東部・中部・西部各学校経営支援センター、九段・赤坂・美原・都立大学附属・桜町・千歳丘・玉川・深沢・新宿山吹・市ヶ谷商業・世田谷工業・園芸・鷺宮・西・石神井・大泉・光丘・中野工業・杉並工業・練馬工業・小石川・豊島・飛鳥・北豊島工業・白鷗・忍岡・青井・台東商業・荒川商業・本所・江戸川・向島商業・墨田工業・富士森・昭和・東大和南・福生・秋留台・青梅総合・東村山・清瀬・田無工業・狛江・三宅・小笠原各高等学校、桜修館中等教育学校、工業・航空各高等専門学校、久我山盲学校、北・城南・大泉・墨東・王子・水元・足立・港・板橋各養護学校、三宅出張所
警 視 庁	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	麹町・神田・月島・麻布・大井・蒲田・東京空港・北沢・牛込・中野・杉並・富坂・巣鴨・浅草・尾久・向島・葛西・東大和・調布・福生・滝野川・板橋・志村・光が丘・三宅島・小笠原各警察署
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	
人事委員会事務局	任用公平部、試験室	
監 査 事 務 局	監査事務局	

<div style="text-align: center;">監査実施箇所</div> <div style="text-align: left;">局 名</div>	本 庁	事 業 所
労働委員会事務局	労働委員会事務局	
収用委員会事務局	収用委員会事務局	
議 会 局	管理部、議事部、調査部	

平成19年度
登録第20号

平成19年度各会計定例監査（平成18年度執行分）報告書
平成19年9月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5321)1111(代)
都庁内線55-531
03(5320)7017(直通)
URL <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>
印刷
電話 03-

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。